

人と人がつながり 幸せが循環するまち

～対話で拓く朝来市の未来～



第3次朝来市総合計画

人と人がつながり 幸せが循環するまち

～対話で拓く朝来市の未来～



目次 contents

第1章 策定に当たって

1 策定の趣旨	6
2 策定の背景	7
(1) 朝来市の人口の現状	
(2) 年少人口と若年層人口の減少	
(3) 人口減少により低迷する地域経済と雇用	
(4) 生涯現役の人生 100 年時代の到来	
(5) 複合的な課題と地域共生社会の実現	
(6) 自然災害に対する安全・安心の確保	
(7) 情報化・デジタル化の進展とグローバル化社会	
(8) 地球環境問題の深刻化	
(9) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進	
(10) 価値観やライフスタイルの多様化	
(11) 地方分権の推進と健全な行財政運営	
3 策定の考え方	11
(1) 自治基本条例の順守	
(2) とともに将来を築いていくための計画	
(3) 実効性を高める計画	
(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進につながる計画	
(5) 財政規律に基づいた計画	
4 総合計画の構成	14
(1) 基本構想	
(2) 基本計画	
(3) 実施計画	

第2章 基本構想

1 計画期間	18
2 将来像	18
3 まちづくりを進めてくうえでの大切な考え方	19
(1) 大切な考え方1 市民一人一人が主役	
(2) 大切な考え方2 人と人をつなぐ対話	
(3) 大切な考え方3 未来へのまなざし	

4 ありたいまちの姿	21
(1) ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	
(2) ありたいまちの姿2 人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	
(3) ありたいまちの姿3 多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	
(4) ありたいまちの姿4 誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	
(5) ありたいまちの姿5 市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	
(6) ありたいまちの姿6 まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する	
5 政策指標と人口指標	23
(1) 政策指標	
(2) 人口指標	
(3) 将来像・ありたいまちの姿と政策指標・人口指標の関係性	
6 計画の推進方策	26
(1) 市民自治のまちづくりの推進	
(2) 総合計画を基軸とする行政マネジメントの推進	
(3) 第2期総合戦略の推進	

第3章 基本計画

1 施策体系	29
2 施策	30
(1) ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	32
1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実【1】	
2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進【2】	
3 多様な学びを支える教育・学習環境の整備【3】	
4 まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進【4】	
5 多様性を尊重する人権文化の醸成【5】	
6 豊かな心を育む芸術文化の振興【6】	
(2) ありたいまちの姿2 人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	44
1 内発的な経済循環と多様な働き方の創出【7】	
2 まちの力になる観光の振興【8】	
3 時代にあわせた農畜産業の振興【9】	
4 自然を守り活かす林業の振興【10】	
5 人の営みとともにある自然との共生【11】	
6 地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用【12】	

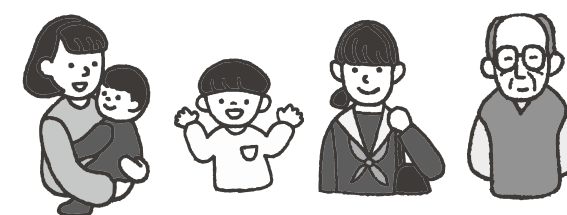
(3) ありたいまちの姿3 多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	56
1 市民力を高める協働のまちづくりの推進【13】	
2 多様な人がつながる地域コミュニティの充実【14】	
3 まちの仲間になる移住定住の推進【15】	
4 まちを応援する関係人口の創出【16】	
5 未来につながる多文化共生の推進【17】	
(4) ありたいまちの姿4 誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	66
1 一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現【18】	
2 地域みんなで安心できる子育て環境の充実【19】	
3 いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現【20】	
4 障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実【21】	
5 安心できる医療体制の充実【22】	
6 こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進【23】	
(5) ありたいまちの姿5 市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	78
1 自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進【24】	
2 日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進【25】	
3 暮らしを守る防犯・交通安全の推進【26】	
4 生活基盤の持続可能な維持管理・確保【27】	
5 暮らしを支える上下水道の維持管理・運営【28】	
6 地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進【29】	
7 暮らしを豊かにする公共交通の確保【30】	
(6) ありたいまちの姿6 まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する	92
1 対話による開かれた広聴の充実【31】	
2 伝えたいところに届く戦略的な情報発信の推進【32】	
3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進【33】	
4 市民とともにある職員の育成・組織力の強化【34】	
5 広域行政組織等団体との連携の推進【35】	
3 朝来市各種計画	102
4 地域別計画	104

資料

用語解説	106
朝来市自治基本条例	112
朝来市総合計画審議会委員	120
朝来市総合計画ができるまで	120

第1章

策定に当たって



1 策定の趣旨

総合計画は、朝来市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第18条に規定されているように、総合的かつ計画的な市政運営を進めるための、まちづくりの指針となるものです。

朝来市は、平成17(2005)年4月に市制を施行し、先人のためまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきた地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくために、市民一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重し、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを推進してきました。

近年、朝来市を取り巻く環境は、急速な少子高齢化に伴う人口減少、*グローバル化、高度情報化、地球温暖化等の環境問題、相次ぐ自然災害の発生及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、目まぐるしく変化しています。また、様々な課題が複合化しており、課題に対する解決策を導き出すことがより難しくなっています。さらに、地方分権が進んだことによって、地方公共団体においては、より特色ある施策が展開できるようになり、多様化する市民ニーズに対応していくことが求められています。

このような状況の中、朝来市は、今を生きる私たちの責務として、朝来市を将来の世代に引き継ぐために、第2次朝来市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）に基づき、人口政策を最重要課題と位置付け、長期的かつ戦略的な視点で人口減少問題に対処しつつ、今よりも人口が少なくなっても市民が幸せに暮らしていけるよう、朝来市全体の地域力の維持・向上に取り組んできました。

朝来市における地域力やこれまでの市民自治のまちづくりの蓄積は、今後も目まぐるしく変化する社会情勢や時代の潮流、国内外の経済状況等に対応していくうえでの大きな力となります。今後は、朝来市が持っている力をさらに発展させるとともに、市民一人一人が生き生きと暮らす魅力ある朝来市を市民の誇りとして、将来の世代へ引き継いでいかなければならないと考えます。

このことから、新たな時代を見据え、持続可能なまちづくりに向けて、市民とともに新しい活力と魅力を創造する第3次朝来市総合計画（以下「第3次総合計画」という。）を策定します。

2 策定の背景

(1) 朝来市の人口の現状

日本の人口は、平成16(2004)年の約1億2,800万人をピークに減少に転じました。朝来市の人口は、昭和25(1950)年の49,619人をピークに減少に転じ、平成27(2015)年には30,805人となり、将来推計人口では、今後も人口減少傾向が続くことが予測されています。

第2次総合計画の策定に用いた将来推計人口は、平成17(2005)年国勢調査の結果を基に推計したのですが、その後の平成27(2015)年国勢調査の結果と比較すると、人口減少は想定よりかなり進行していました。そのため、第2次総合計画後期基本計画では、将来推計人口を下方修正し、21世紀中頃の人口を25,000人から20,000人に変更しました。

このことから、朝来市では、第2次総合計画後期基本計画において人口目標を、令和3(2021)年に28,500人、21世紀中頃に概ね20,000人とし、人口政策に取り組んできました。

今後も引き続き、人口減少をできる限り抑制する取組を進めていく視点を持つことが大切ですが、それでもなお、人口が減少していく将来を見据え、今よりも人口が少なくなっても市民が幸せに暮らしていけるためのまちづくりが必要です。

(2) 年少人口と若年層人口の減少

朝来市における人口減少の傾向を分析すると、高校卒業後の進学を契機に朝来市を離れるケースが大半です。中学生時代の人口を100%とした場合、20代前半に約50%まで減少し、その後、Uターン等があつて、20代後半から30代前半にかけて約60%まで回復していますが、その比率は下降傾向となっています。

20代から30代の人口は、婚姻等による自然増にも反映され、将来的な視点からも人口増に大きな影響を与えるため、この年代の社会減の抑制や、移住・婚姻等による社会増に向けた取組はとても重要です。

また、朝来市で生まれ育った子どもたちが、*シビックプライドを持ち、朝来市で暮らしたいと思えるよう、子どもの頃から地域や地域で活躍する人等の魅力に触れる機会をつくるほか、希望に応じたやりがいのある働き方が実現できる環境づくりを整えていく必要があります。

さらに、朝来市における出生数は、減少傾向となっています。平成27(2015)年の朝来市の*合計特殊出生率は1.67であり、兵庫県平均の1.48を上回るものの、但馬地域平均の1.68よりやや低い状況です。こうした中において、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を充実させていくことが必要です。特に、核家族化が進む中、地域でつながりを持ち、互いに助け合いながら安心して子育てができる環境づくりが重要です。

(3) 人口減少により低迷する地域経済と雇用

人口減少は、労働力の低下や消費活動の縮小の要因となるものであり、朝来市の経済活動（農林畜産業含む）においても、就業者人口の減少や後継者不足等の課題が多くあります。また、地域経済の低迷は、税収の減少はもちろんのこと、市民の日常生活に影響を及ぼすことにもつながります。

こうした中、従来から取り組んできた *UIJ ターン の促進に加え、女性、高齢者、障害のある人及び在住外国人等、誰もが働きやすい環境づくりで雇用を確保するほか、設備投資や働き方改革等により生産性の維持・向上を図ることが求められています。

(4) 生涯現役の人生100年時代の到来

朝来市の65歳以上の人口が朝来市の全人口に占める割合については、平成27(2015)年国勢調査で33.31%ですが、将来推計人口によれば、令和22(2040)年に38.04%まで上昇し、その後下降していく見込みです。

高齢化が進み、「人生100年時代」を迎えると言われており、そのような長寿社会において、いつでも学び、希望に応じて働くことができ、生涯にわたって、市民一人一人がそれぞれの価値感やライフスタイルに応じた暮らし方を選択し、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

(5) 複合的な課題と地域共生社会の実現

高齢者、障害のある人及び子ども等への支援については、従来、家庭とサービス事業者を中心に、「縦割り」の中で「支え手」「受け手」という関係性で支援を展開してきましたが、課題が複合化している現代においては、制度・分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えていくことが必要です。

誰もが住みなれた地域で自分らしく暮らすことができるように、地域住民が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、市民一人一人が生きがいを持って暮らすことができる地域をともにつくっていく *地域共生社会 の実現が必要となっています。

また、自治会や地域自治協議会をはじめとする幅広い世代の市民が参画する地域自治組織等では、地域の実情に応じた様々な活動が展開され、市民にとって身近なところで暮らしを支え、豊かにしています。こうした地域力は、朝来市の強みであり、今後、ますます重要になります。

(6) 自然災害に対する安全・安心の確保

我が国においては、平成23(2011)年の東日本大震災をはじめとして、台風、集中豪雨及び地震等の大規模自然災害が多発しており、近年、国をあげた防災・減災や国土強靱化のための対策が推し進められています。また、少子高齢化やライフスタイルの変化等による地域活動を支える人材の不足や、子育て世帯や一人暮らし高齢者の孤立等は、災害対応に影響を及ぼす場合もあります。

このように、災害発生時はもとより、日常の暮らしにおいても安全・安心が確保できるよう、市民の暮らしとともにある山林・河川・農地等の自然環境を保全するとともに、市民一人一人の危機管理意識の醸成を図りながら、地域で支え合う力を高めていくことが必要です。

(7) 情報化・デジタル化の進展とグローバル化社会

*ICT(情報通信技術) の飛躍的な発展とともに、通信機器の普及・多様化が進んでおり、*SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の利用拡大、*AI(人工知能)、*RPA(業務自動化) 等の活用及びキャッシュレス化の普及により、日常生活、企業活動、行政サービス及び社会経済システム等が大きく変化しています。

人口減少により限られた労働力の中において、今後さらに、先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済活動と社会的課題の解決を両立する新たな社会へ向かうことが予測されています。

また、ICTの発展とともに、経済のグローバル化や人的交流の拡大も急速に進んでいます。これを契機として、朝来市が持つ魅力を強化し広く発信することで、多くの人を呼び込み、交流で賑わう活力ある地域をつくっていくことや、人口減少によって国内市場の拡大が見込めない中で、外需の取り込みを進めることは大切な視点となっています。加えて、これからのグローバル化にスムーズに順応できる子どもたちを育むための教育環境づくりも必要です。

(8) 地球環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しつつあります。市民一人一人が自らの生活で身近な問題として捉え、地球温暖化に対応する *脱炭素社会 の構築や、ゴミの減量化・再資源化等の *循環型社会 の実現に向けた取組を進める必要があります。

また、今後、発展途上国の経済成長と人口増加により、世界のエネルギー消費量が大幅に増加し、資源の獲得競争が激化することが懸念されています。限りある資源を効率的に利用するとともに、*再生可能エネルギー・*新エネルギー を推進し、持続可能な社会を構築することが求められています。

(9) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27 (2015) 年、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国連に加盟している 193 の国・地域が、令和 12 (2030) 年を期限に * 持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指しています。我が国においても、SDGs 実施指針が策定され、市民・企業・自治体等が参画し、SDGs 推進に資する様々な取組が進められています。

朝来市においても、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない持続可能な社会の構築」という未来を見据え、持続可能な社会に欠かせない * 社会的包摂・環境保全・経済発展の 3 つの側面を統合的に向上させていく必要があります。

(10) 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化によって、モノの豊かさだけでなく、家族とのふれあい、地域とのつながり及び自然との共生等の精神的な満足感や心の豊かさを重視する考え方も広がってきています。また、人口については、東京一極集中といわれていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 (2020) 年 5 月の東京都の人口は、総務省が外国人を含めて人口動態の集計を始めた平成 25 (2013) 年以降、初めて転出超過に転じました。

価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民一人一人がより主体的に考え行動する傾向が強まっています。こうした動きや意欲の高まりを受けて、あらゆる世代がそれぞれの強みを活かし合いながら活躍できる場づくりは、市民一人一人の暮らしにおける幸福度を高めるとともに、まちが大きく前進する力やまちの魅力ともなり、今後ますます重要となってきます。

(11) 地方分権の推進と健全な行財政運営

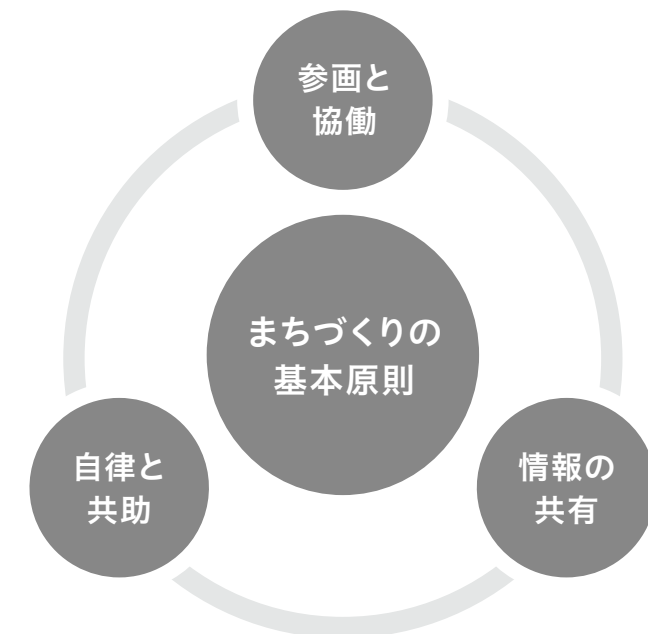
平成 12 (2000) 年に地方分権一括法が施行され、地方分権の取組が始まってから 20 年が経過しました。国では「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目指し、地方の「発意」と「多様性」を重視した取組が展開されています。地方公共団体は、地方分権が進んだことによって、より特色ある施策を展開することができるようになり、多様化する市民ニーズに対応していくことが求められています。

また、行政サービスの提供に当たっては、限られた人材や財源の中で、より効果的・効率的に事業を実施し、健全な行財政運営を行っていく必要があります。多様化する市民ニーズや複合化する課題に対応するためには、職員の能力の向上だけでなく、市民とともにある、市民に信頼される職員・市役所になる必要があります。

3 策定の考え方

(1) 自治基本条例の順守

自治基本条例第 3 条では、まちづくりを進めていくうえでの基本原則として、「参画と協働」、「情報の共有」及び「自律と共助」の 3 つを定めています。第 3 次総合計画の策定及び実行に当たっても、この 3 つの基本原則を順守していく必要があります。



自治基本条例第 3 条（まちづくりの基本原則）抜粋

- 参画と協働** まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- 情報の共有** 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- 自律と共助** 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

(2) ともに将来を築いていくための計画

総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を進めるための、まちづくりの指針となる市政運営における最上位計画であり、行政の定める計画です。しかしながら、まちづくりについては、行政のみで行うものではなく、市民、市議会及び行政がそれぞれの役割や責務を果たしながら、互いに協力し、工夫しながら朝来市の将来を築いていかなければなりません。この考え方は、自治基本条例第2章まちづくりの主体に基づくものです。

そのためには、まちづくりの主体が、策定段階から情報を共有し、ともに将来像を描き、将来に向かってまちづくりを進めていくための朝来市の羅針盤となる総合計画にすることが大切です。

①対話でまちの将来像を描く

第3次総合計画の策定に当たっては、様々な対話の場を持ち、市民の参画を得て計画の策定を進めてきました。この過程をととして、市民が第3次総合計画を「私たちの計画」と捉え、市民の主体的な活動により第3次総合計画の推進につなげます。

②未来思考による計画づくり

現在は、人口減少や国内市場の縮小等、社会情勢が目まぐるしく変化しており、先を見通すことが難しくなっていると同時に、今までの価値観の転換期にあります。だからこそ、従来のやり方や価値観の延長で考えるのではなく、市民一人一人の姿とありたいまちの姿を描き、そこから逆算して何をすべきかを考えていく未来思考（バックキャスティング思考）の計画とします。

そうすることによって、第3次総合計画で目指すまちの姿は、他市と比較したまちの姿ではなく、市民一人一人にとって自分たちのありたいまちの姿となり、誇りを持ち、ともに歩んでいけるものになると考えます。

(3) 実効性を高める計画

第3次総合計画の実効性を高めるために、誰が見てもどこまで達成したかを的確に判断できるよう、成果指標等を設定します。

また、基本計画の策定や計画実施段階においては、未来思考だけでなく、絶えず変化する社会情勢等を踏まえながら、過去のデータ分析や現状における問題点を整理して、現状起点で考えていくことも大切であり、双方を組み合わせながら、実効性を高めていきます。

さらに、複合化する課題に対応するために、統合的に施策を展開していきます。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進につながる計画

第3次総合計画は、国連 2030 アジェンダの理念を重視し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成につながる計画とします。計画の実施段階においても、2030 アジェンダの理念等を大切にするとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の目標等を意識し進めていくこととします。

(5) 財政規律に基づいた計画

朝来市においては、今後も人口減少に伴う市税の減少や、社会保障関係費の増加が見込まれています。加えて、多くの公共施設が建築から30年以上経過し、大規模改修や建替えが必要となる時期を迎えようとしており、朝来市の財政状況は、ますます厳しくなっていくと予測されます。

朝来市の持続可能な自治体運営に当たっては、引き続き収支均衡が図られた持続可能な財政構造を維持していく必要があります。

* 補完性の原則に基づき、行政が担うべき公共の範囲を問い直しつつ、将来推計人口を踏まえ、将来の世代に過度の負担を転嫁することや課題を先送りすることのない、財政規律に基づいた計画とします。

4 総合計画の構成

第3次総合計画は、朝来市が策定する各種計画の最上位計画として位置付け、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

(1) 基本構想

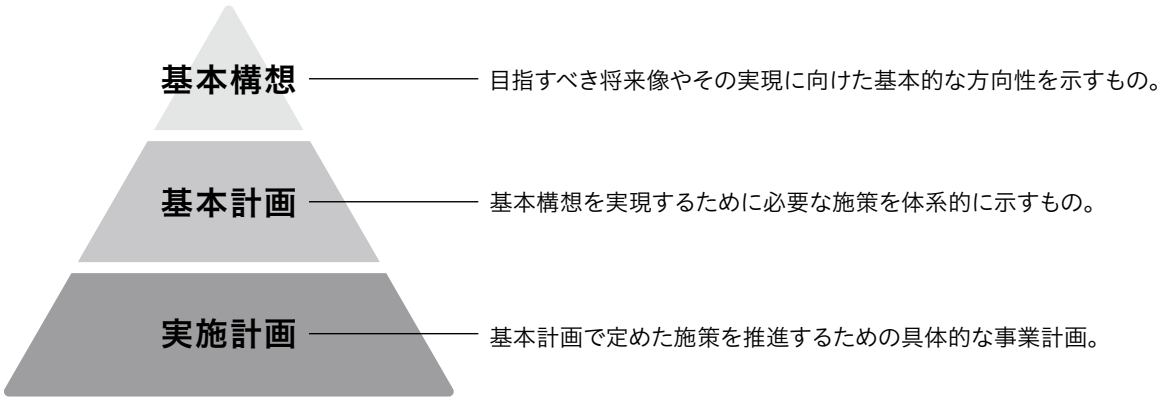
基本構想は、目指すまちの「将来像」、その実現に向けて「ありたいまちの姿」、さらに、「まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方」を示すものとし、基本構想の期間は8年間とします。

(2) 基本計画

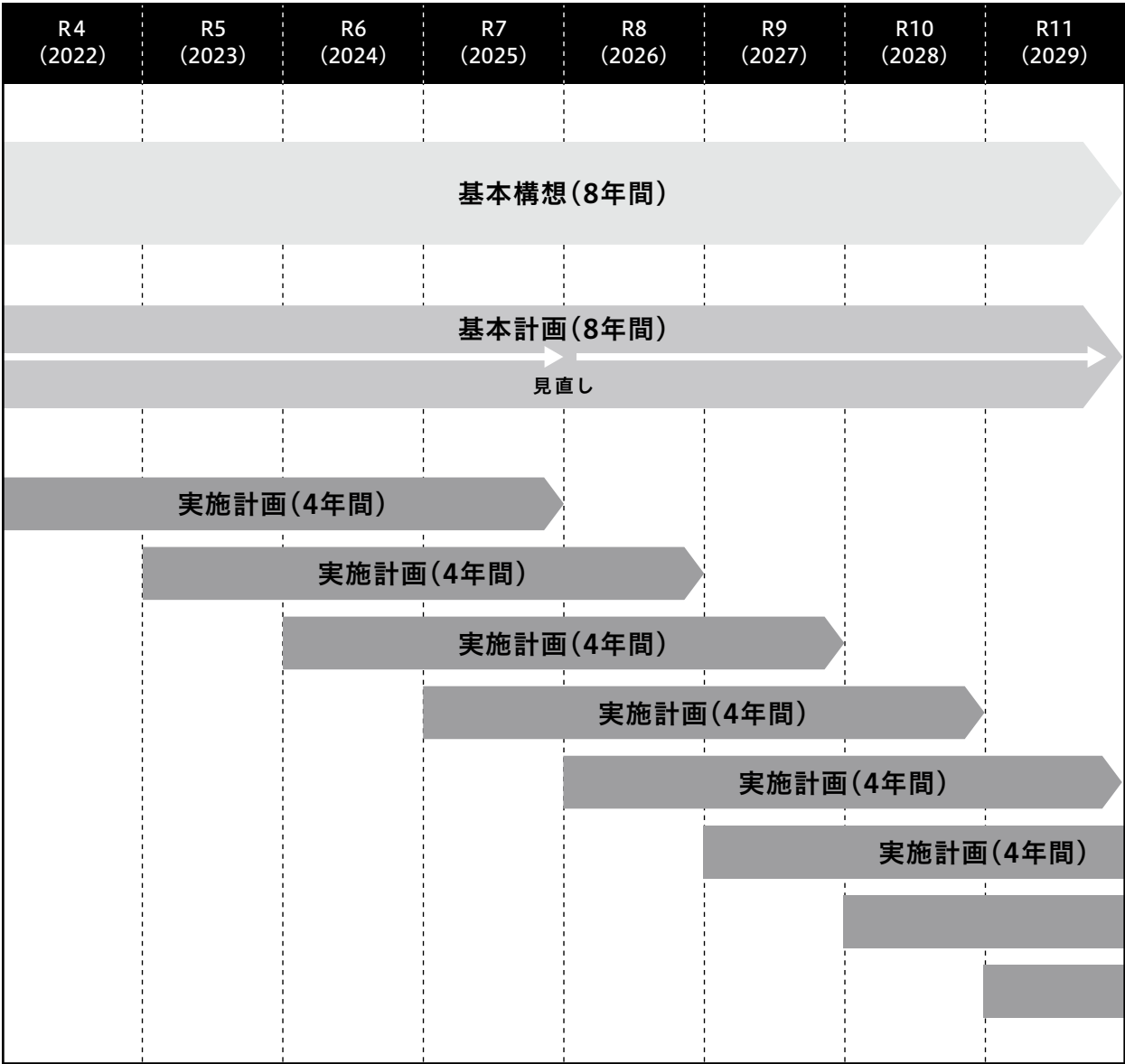
基本計画は、基本構想で定めた「ありたいまちの姿」を具体化する施策を体系的に示すものとし、基本計画の期間は8年間とし、前期と後期の4年ごとに区切り、4年目に見直しを行うこととします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を示すものとし、実施計画の期間は4年間とし、施策評価や事務事業評価を行い、これらの評価に基づいて、毎年度ローリングを行うとともに、各年度の予算編成との連動を図ります。



〈総合計画の期間〉



第2章

基本構想



1 計画期間

第3次総合計画の期間は、令和4(2022)年度から令和11(2029)年度までの8年間とします。

2 将来像

地域力をはじめとする市民相互のつながりに加え、市民と市内外の多様なつながりが、朝来市を前進させる新たな動きを育みます。つながりから生じた新たな動きが市民の幸せを創出し、新たな動きと幸せが周囲に波及・伝播して、市民一人一人が幸せを実感することで、まち全体が幸せであふれる『幸せが循環するまち』の実現を目指し、まちづくりを進めます。

また、社会が目まぐるしく変化し、多くのことが転換期を迎えている現代においては、将来像を実現するために、まちづくりの主体である市民、市議会及び行政が、対話を通じて互いの立場や考えを理解・尊重しあい、そのうえで課題に対する最適解を導き出すことが重要です。対話によって相互理解を深め、新たな時代に向かって朝来市の未来を切り拓いていきます。

朝来市が目指す将来像

人と人がつながり
幸せが循環するまち

～対話で拓く朝来市の未来～

3 まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方

将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくうえで、どの分野においても、常に意識すべき大切な視点を「まちづくりを進めていくうえでの大切な考え方」として位置付け、まちづくりに取り組んでいきます。

(1) 大切な考え方1 市民一人一人が主役

第3次総合計画は、全ての市民のための計画です。これは、持続可能な開発目標(SDGs)の基本理念である「誰一人取り残さない」という考え方も包含します。

また、市民一人一人の自分らしい暮らしや生き方を認め合いながら育まれる市民の主体的な活動は、朝来市のまちづくりの力、まちの動き及び地域での支え合い等になっていきます。

朝来市は、「市民が主役」として、市民自治のまちづくりを進めてきました。この市民力や地域力は、朝来市のまちづくりの推進力であり、強みです。これからも引き続き、市民が主役の市民自治のまちづくりを推進していくことが大切です。

(2) 大切な考え方2 人と人をつなぐ対話

朝来市は、対話によるまちづくりを大切にしてきました。多様な市民による対話の場は、人と人とのつながりやシビックプライドを育むだけでなく、市民の主体的な活動につながるものです。

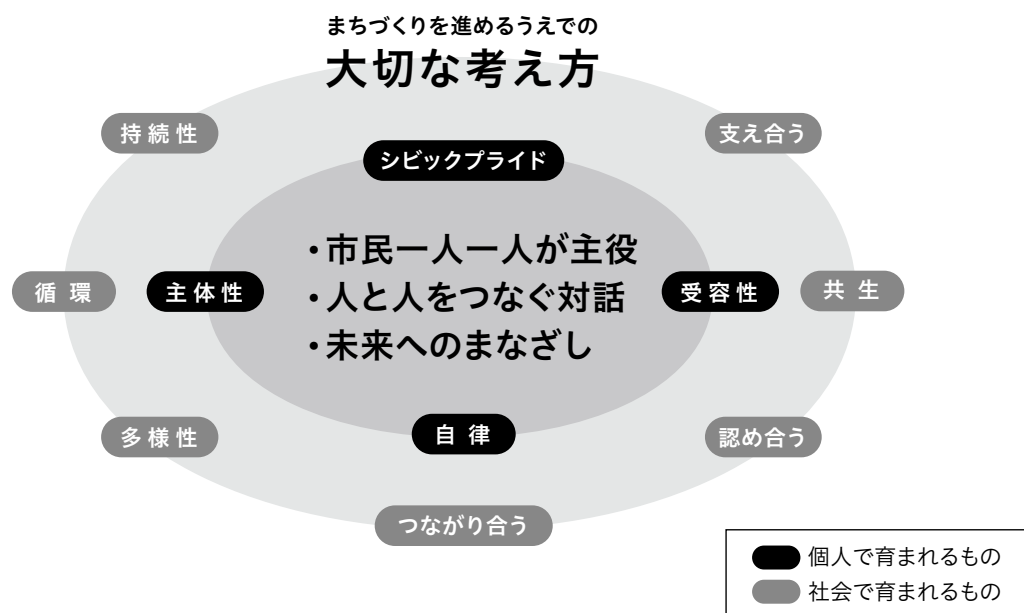
また、多様化する市民ニーズの中で、まちづくりを進めていくうえでのプロセスとして、市民と情報を共有し、対話をとおして市民の共感を得ながらまちづくりを進めてくことが大切です。

(3) 大切な考え方3 未来へのまなざし

全ての分野のまちづくりにおいて、将来推計人口を踏まえながら持続可能性の視点を持ち、未来を見据えて取り組んでいくことが大切です。

また、今ある自然環境は、市民の暮らしや営みが大きく影響するものであり、当たり前には持続するものではありません。豊かな自然環境があつてこそ、朝来市らしい心豊かな暮らしが生まれ、それによって経済活動が成り立っているとも言えます。だからこそ、人と自然の共生を図り、将来へ今ある自然を引き継ぐことが大切です。

この考え方は、持続可能な開発目標(SDGs)が目指す持続可能な社会の構築にも通じるものです。

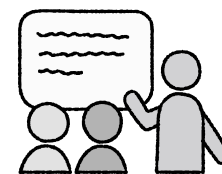


これらの大切な考え方を常に持つことで、市民一人一人にシビックプライドや主体性等が育まれます。さらに、他者との関わりの中で互いの違いを学び、認め合うことで、人と人とのつながりや支え合いが生まれ、多様性、持続性、共生及び循環等を大切にする価値観が育まれることにもなります。

4 ありたいまちの姿

将来像を実現していくために、8年後のまちの姿として、次の6つのまちの姿を目指します。

(1) ありたいまちの姿 1



「やりたい」につながる多様な学びで、
未来をつくる「人」を育む

子どもから大人まで様々な学びの場をつくることにより、市民一人一人のシビックプライドや主体性を育みます。また、多様な価値観・考え方等を互いに認め合うことで、まちをも楽しくする自分らしい生き生きとした活動（経済活動含む）をつくる人材が育まれるまちを目指します。

(2) ありたいまちの姿 2



人と自然が共生しながら
地域で循環する産業を確立する

人の暮らしや営みとともにある自然との共生を図りながら、朝来市が持つ資源・魅力と市外の活力をつなげ、時代にあわせて進化し、内発的な経済力を高め、地域で循環する産業が確立されたまちを目指します。

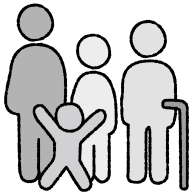
(3) ありたいまちの姿 3



多様なつながり・交流を育み、
地域力をより高める

人と人のつながり・交流を育むことで様々な活動につなげ、多様な人が参画する地域コミュニティの充実を図るとともに、移住定住の推進や関係人口の創出等の新たな力により、地域力がさらに高まっているまちを目指します。

(4) ありたいまちの姿4



誰もが居場所や役割を持ち、
健幸で心豊かな暮らしを実感できる

世代等を超えて、市民一人一人が地域とつながり、誰もが地域の中で居場所や役割を持つことで、地域の人々に囲まれ安心した子育てや暮らしが実現できるとともに、市民一人一人が生きがいを感じながら*健幸で心豊かな暮らしを実現できるまちを目指します。

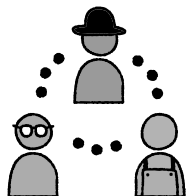
(5) ありたいまちの姿5



市民の暮らしを支える
安全・安心な都市基盤を持続する

市民の暮らしを支える都市基盤の持続可能な維持管理・運営を図ります。また、地域防災力の強化や公共交通の確保等により、誰もが地域の中で安全・安心に暮らせるまちを目指します。

(6) ありたいまちの姿6



まちの動きや情報を戦略的につなぎ、
効率的で健全な行財政運営を実現する

市民との対話を大切にするとともに、まちの動きや情報を市民と共有することで、市民自治のまちづくりをさらに推進します。また、持続可能で自律した自治体運営を推進するため、効率的で健全な行財政運営を図るとともに、市民とともにある、市民に信頼される職員・市役所を目指します。

5 政策指標と人口指標

第3次総合計画では、この計画に基づいて実施される様々な取組が、「将来像」や「ありたいまちの姿」の実現を目指して実施され、かつ明確な評価検証が行われるよう、政策指標と人口指標を次のとおり設定します。

(1) 政策指標

政策指標として、朝来市民の幸福度(どの程度幸せを感じているか)に加え、朝来市民の幸福度に影響を与える要素を設定します。

朝来市民の幸福度：Asago Well-Being Indicator

指 標	目標値(令和11年度)
幸福度(どの程度幸せを感じているか)	令和3(2021)年度対比4%増

朝来市民の幸福度に影響を与える要素

指 標			目標値(令和11年度)
市民一人一人の姿	自己実現と成長	やりたいこと(趣味・学び・活動・仕事等)がある	令和3(2021)年度対比4%増
		やりたいことに向けてチャレンジ(準備・実行等)している	令和3(2021)年度対比4%増
		日々の暮らしで生きがいを感じている	令和3(2021)年度対比4%増
	人や社会とのつながり	自分のことを大切に思ってくれる人たちがいる	令和3(2021)年度対比4%増
		頼れる人(家族・友人・地域の人等)がいる	令和3(2021)年度対比4%増
		自分の居場所や役割がある(家庭・地域・職場等)	令和3(2021)年度対比4%増
まちの姿	ありたいまちの姿1(「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿2(人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿3(多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿4(誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿5(市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を維持する)満足度		令和3(2021)年度対比4%増
	ありたいまちの姿6(まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する)満足度		令和3(2021)年度対比4%増

(2) 人口指標

第2次総合計画後期基本計画策定時に行った将来推計人口に基づき、令和 32 (2050) 年の人口を20,000 人に維持することを目指し、第3次総合計画期間の終了時である令和 11 (2029) 年時点で26,300 人を維持することを人口指標として設定します。

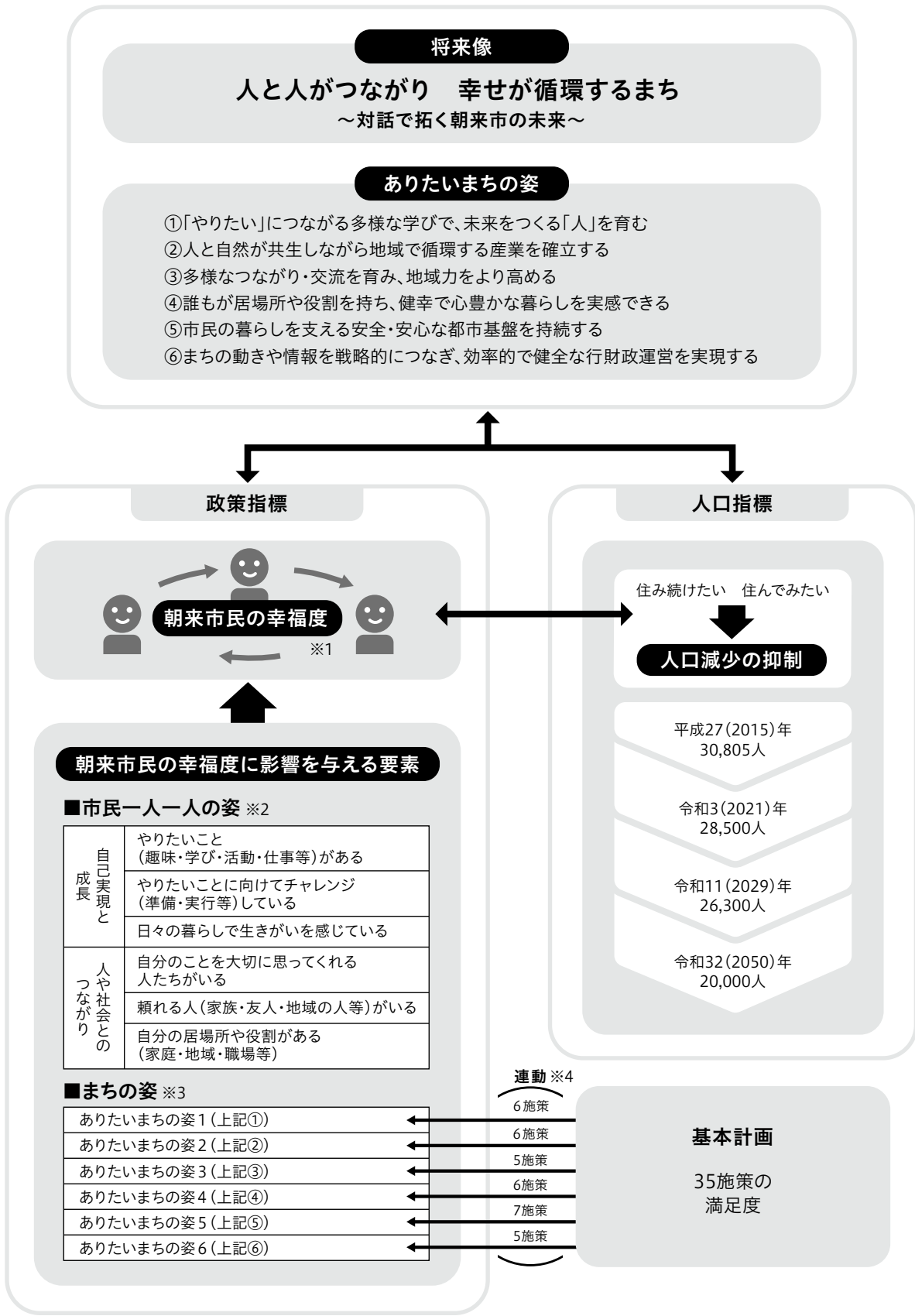


(3) 将来像・ありたいまちの姿と政策指標・人口指標の関係性

人と人のつながりである * 社会関係資本(ソーシャルキャピタル)は、新たな動きを育み、学びや楽しさ等、市民一人一人の暮らしを豊かにするだけでなく、地域での暮らしの安心感や地域づくりの活力、さらに、地域経済の潤い等をもたらし、「ありたいまちの姿」の実現につながるとともに、人と人のつながりをさらに強固にします。その結果、朝来市に暮らす市民一人一人が、自己実現と成長、人や社会とのつながりを感じ、幸せを実感することにつながります。その幸せが次なるまちの動きをつくり、新たな幸せを創出する幸せの循環を生み出し、「将来像」の実現につながります。

また、そのことが、朝来市に住みたい、朝来市に住んでみたいと感じることにもつながり、人口減少の抑制につながります。

〈基本構想における体系図〉



※1 「市民意識調査」(毎年度実施)において、「あなたは、現在のどの程度幸せだと感じていますか」という設問を設け把握する。
※2 「市民意識調査」において、それぞれの指標に対する設問を設け市民一人一人の姿の状態を把握する。
※3 ありたいまちの姿(6つ)をそのまま指標に用いる。その指標に基本計画 35 施策をそれぞれ紐づけし、35 施策ごとの満足度をまちの姿の満足度に反映することによって連動性を持たせる。なお、基本計画 35 施策の満足度は「市民意識調査」で把握する。
※4 各施策との関わりについては、第3章基本計画「1 施策体系」を参照。

6 計画の推進方策

市民自治のまちづくりと総合計画を基軸とする*行政マネジメントを推進するとともに、第2期朝来市創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」という。)を重点戦略として位置付け、戦略的かつ一体的に推進していくことで、将来像の実現を目指します。

(1) 市民自治のまちづくりの推進

持続可能なまちづくりにつなげていくために、地域自治協議会をはじめとする多様な主体による様々な活動を育み、市民と市民のつながりによる豊かで強固な社会関係資本(ソーシャルキャピタル)による地域経済の発展や地域づくりの推進を図ることで、市民と行政の協働と市民自治のまちづくりを推進していきます。

また、そのためには、常に市民とまちの状況について共有を図りながら、市民との対話の場を持ち、市民の意見を尊重し、まちづくりを展開していきます。

(2) 総合計画を基軸とする行政マネジメントの推進

第3次総合計画の将来像を効果的・効率的に実現していくために、第3次総合計画を基軸とした予算編成、事務事業評価及び施策評価とともに、行政改革、組織改革及び職員育成も一体となった行政マネジメントを推進し、自律した自治体運営を推進していきます。

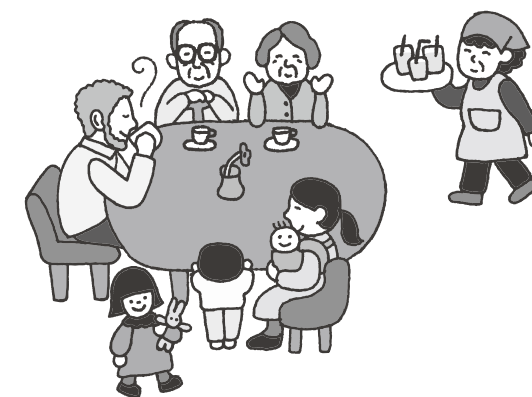
(3) 第2期総合戦略の推進

朝来市では、人口減少や地域経済の縮小等に歯止めをかけるために、令和2(2020)年に第2期総合戦略を策定し、既存政策分野にとらわれず横断的・重点的に施策を展開しています。

これらのことを踏まえ、さらに、第2期総合戦略の目的を達成する観点から、第2期総合戦略を第3次総合計画において横断的に取り組む重点戦略として位置付けることで、戦略的かつ一体的に推進していきます。

第3章

基本計画



1 施策体系

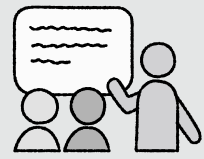
将来像

人と人がつながり 幸せが循環するまち
対話で拓く朝来市の未来

人口指標

令和11(2029)年
26,300人
▼
令和32(2050)年
20,000人

ありたいまちの姿



ありたいまちの姿1

「やりたい」につながる多様な学びで、
未来をつくる「人」を育む



ありたいまちの姿2

人と自然が共生しながら
地域で循環する産業を確立する



ありたいまちの姿3

多様なつながり・交流を育み、
地域力をより高める



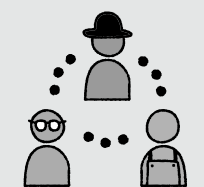
ありたいまちの姿4

誰もが居場所や役割を持ち、
健幸で心豊かな暮らしを実感できる



ありたいまちの姿5

市民の暮らしを支える
安全・安心な都市基盤を持続する



ありたいまちの姿6

まちの動きや情報を戦略的につなぎ、
効率的で健全な行財政運営を実現する

施策

- 1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実
- 2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進
- 3 多様な学びを支える教育・学習環境の整備
- 4 まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進
- 5 多様性を尊重する人権文化の醸成
- 6 豊かな心を育む芸術文化の振興

- 1 内発的な経済循環と多様な働き方の創出
- 2 まちの力になる観光の振興
- 3 時代にあわせた農畜産業の振興
- 4 自然を守り活かす林業の振興
- 5 人の営みとともにある自然との共生
- 6 地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用

- 1 市民力を高める協働のまちづくりの推進
- 2 多様な人がつながる地域コミュニティの充実
- 3 まちの仲間になる移住定住の推進
- 4 まちを応援する関係人口の創出
- 5 未来につながる多文化共生の推進

- 1 一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現
- 2 地域みんなで安心できる子育て環境の充実
- 3 いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現
- 4 障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実
- 5 安心できる医療体制の充実
- 6 こころとからだの幸せになる健幸づくりの推進

- 1 自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進
- 2 日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進
- 3 暮らしを守る防犯・交通安全の推進
- 4 生活基盤の持続可能な維持管理・確保
- 5 暮らしを支える上下水道の維持管理・運営
- 6 地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進
- 7 暮らしを豊かにする公共交通の確保

- 1 対話による開かれた広聴の充実
- 2 伝えたいところに届く戦略的な情報発信の推進
- 3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進
- 4 市民とともにある職員の育成・組織力の強化
- 5 広域行政組織等団体との連携の推進

まちづくりを
進めるうえでの
大切な考え方

- ① 市民一人一人が主役
- ② 人と人をつなぐ対話
- ③ 未来へのまなざし



2 施策

基本計画の見方

施策が紐づけられている「ありたいまちの姿」を示しています。

施策の目指す姿について記載しています。

施策を2～4つ程度に分類(①～④)し、それぞれに「現状と課題」と「事業実施方針」を整理しています。

「現状と課題」では、朝来市のこれまでの取組や施策を推進していくうえでの課題、全国的な社会潮流や現状を記載しています。

「事業実施方針」では、それぞれの「現状や課題」を踏まえたうえで、施策の目指す姿を実現するために朝来市が取り組む方向性を記載しています。

複合化する課題に対し統合的に施策展開をするために、連携する施策を示しています。ただし、施策コード【5】及び【31】～【35】は、全施策と関連があることから、施策間連携の表示をしていません。

ありたいまちの姿1 ① シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実 施策コード【1】

子どもから大人まで、地域の中で人と人がつながり、対話や多様な学びの場を通じて、シビックプライドや主体性等を育み、一人一人の様々なチャレンジの実現につながる人材育成の充実を図ります。

① 未来を育む人材育成の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民が参加する対話の場は、人と人とのつながりに加えシビックプライドや主体性等を育む機会になっていますが、開催回数・方法等が限られており、参加者の固定化が見られます。	少人数での開催やオンラインの活用等の多様な対話の場をつくることにより、人と人とのつながりやシビックプライドを育むだけでなく、市民の様々な活動につながる主体性や、互いの活動を応援する多様性を育みます。(施策間連携【13】【14】)
イ	高校生は、卒業後に進学等で市外へ転出する割合が年々高くなっていますが、地域とのつながりや朝来市の様々な魅力を知る機会が少ないまま市外へ転出しています。	高校と連携し、高校生と地域で活躍する大人との対話や地域・事業所等での様々な主体的な活動等、朝来市の地域・事業所等で活躍する人の生き方の魅力に触れる機会をつくることで、高校生のシビックプライドを育むとともにキャリア形成につなげます。(施策間連携【7】)
ウ	地域活動や仕事につながる講座等の学びが、受講生の新たなチャレンジのきっかけになっています。今後、チャレンジの実現につながる学びの充実が求められています。	得意分野や興味関心等を活かし、地域活動や仕事での様々なチャレンジにつながる学びを充実させることで、生き生きとした新たなチャレンジを育み、まちの活力につなげます。(施策間連携【4】【13】)

② シビックプライドを育む地域での学びの充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域自治協議会等では、地域の特性を活かしながら、子どもから大人までを対象とした地域の自然や歴史・文化等を学ぶ活動が展開されていますが、開催の有無や運営のノウハウに地域差が生じています。	地域自治協議会をはじめとした地域等が主体的に地域の自然や歴史・文化等を学ぶ活動を展開し、市民のシビックプライドを育むとともに、学びが普段の暮らしや地域活動等で活かされるよう、専門機関等とも連携を図りながら出前授業の開催や講師の紹介等を行い、地域主体の学びの場づくりを支援します。(施策間連携【11】【12】)
イ	地域をフィールドとして学ぶ子ども対象の事業は、市、地域自治協議会及び学校等で地域の特性に応じて行われていますが、参加者が減少傾向にあるほか、活動内容に重複が見られる場合があります。地域ごとに体系的な整理を行いながら、地域での学びを充実させていく必要があります。	地域や学校等と連携し、地域をフィールドとして学ぶ子ども対象の事業等を体系的に整理し、それぞれが役割分担しながら地域での学びを充実させるとともに、地域主体の学びの場づくりを支援することで、子どものシビックプライドを育みます。

ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む

市民等との役割分担

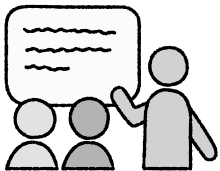
- 市民は、多様な対話の場や学びの場に積極的に参加し、学びから得たものを暮らしの中で発揮していくことが望まれます。
- 地域自治協議会や市民活動団体等は、それぞれが持つ特性を活かしながら、地域での学びの場を創出することが大切です。
- 事業者は、様々な主体が企画する学びの場に、必要に応じて積極的に協力していくことが望まれます。

施策指標

	指 標	H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	子どもから大人までの多様な対話の場・学びの場が充実していると感じる市民の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査
②	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ市民の割合	62.2%	63.8%	67.8%	市民意識調査
	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ中学3年生の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査(中3アンケート)

施策の推進に向けて、市民、団体及び事業者等に期待する役割について記載しています。

施策の推進状況を客観的に評価するため、成果を数値化した指標を設定しています。



シビックプライドと未来をつくる力を 育む人材育成の充実

施策コード【1】

子どもから大人まで、地域の中で人と人がつながり、対話や多様な学びの場を通じて、シビックプライドや主体性等を育み、一人一人の様々なチャレンジの実現につながる人材育成の充実を図ります。

① 未来を育む人材育成の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民が参加する対話の場は、人と人とのつながりに加えシビックプライドや主体性等を育む機会になっていますが、開催回数・方法等が限られており、参加者の固定化が見られます。	少人数での開催やオンラインの活用等の多様な対話の場をつくることにより、人と人とのつながりやシビックプライドを育むだけでなく、市民の様々な活動につながる主体性や、互いの活動を応援する多様性を育みます。 （施策間連携【13】【14】）
イ	高校生は、卒業後に進学等で市外へ転出する割合が年々高くなっていますが、地域とのつながりや朝来市の様々な魅力を知る機会が少ないまま市外へ転出しています。	高校と連携し、高校生と地域で活躍する大人との対話や地域・事業所等での様々な主体的な活動等、朝来市の地域・事業所等で活躍する人の生き方の魅力に触れる機会をつくることで、高校生のシビックプライドを育むとともにキャリア形成につなげます。 （施策間連携【7】）
ウ	地域活動や仕事につながる講座等の学びが、受講生の新たなチャレンジのきっかけになっています。今後も、チャレンジの実現につながる学びの充実が求められています。	得意分野や興味関心等を活かし、地域活動や仕事での様々なチャレンジにつながる学びを充実させることで、生き生きとした新たなチャレンジを育み、まちの活力につなげます。 （施策間連携【4】【13】）

② シビックプライドを育む地域での学びの充実

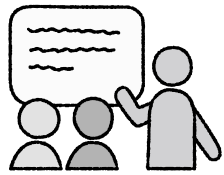
	現状と課題	事業実施方針
ア	地域自治協議会等では、地域の特性を活かしながら、子どもから大人までを対象とした地域の自然や歴史・文化等を学ぶ様々な活動が展開されていますが、開催の有無や運営のノウハウに地域差が生じています。	地域自治協議会をはじめとした地域等が主体的に地域の自然や歴史・文化等を学ぶ活動を展開し、市民のシビックプライドを育むとともに、学びが普段の暮らしや地域活動等で活かされるよう、専門機関等とも連携を図りながら出前授業の開催や講師の紹介等を行い、地域主体の学びの場づくりを支援します。 （施策間連携【11】【12】）
イ	地域をフィールドとして学ぶ子ども対象の事業は、市、地域自治協議会及び学校等で地域の特性に応じて行われていますが、参加者が減少傾向にあるほか、活動内容に重複が見られる場合もあります。地域ごとに体系的な整理を行いながら、地域での学びを充実させていく必要があります。	地域や学校等と連携し、地域をフィールドとして学ぶ子ども対象の事業等を体系的に整理し、それぞれが役割分担しながら地域での学びを充実させるとともに、地域主体の学びの場づくりを支援することで、子どものシビックプライドを育みます。

市民等との役割分担

- 市民は、多様な対話の場や学びの場に積極的に参加し、学びから得たものを暮らしの中で発揮していくことが望まれます。
- 地域自治協議会や市民活動団体等は、それぞれが持つ特性を活かしながら、地域での学びの場を創出することが大切です。
- 事業者は、様々な主体が企画する学びの場に、必要に応じて積極的に協力していくことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	子どもから大人までの多様な対話の場・学びの場が充実していると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査
②	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ市民の割合	62.2%	63.8%	67.8%	市民意識調査
	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ中学3年生の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査 （中3アンケート）



生きる力を育む 幼児教育・学校教育の推進

施策コード【2】

将来の変化を予測することが困難な時代を生き抜く子どもたちの育成に向け、生きる力の育成を目指し、新学習指導要領に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む取組を推進します。

① 主体的に学ぶ力の向上

	現状と課題	事業実施方針
ア	学びに向かう姿勢の育成に向け、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を推進することが必要です。	「主体的・対話的で深い学び」を実現することにより、児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を習得し、思考力、判断力及び表現力等を育み、主体的に学びに向かう力や感性等を身に付ける力を育成します。
イ	自立して社会参加するための必要な力を育成するため、学校園がそれぞれに行っているユニバーサルデザイン化を意識した教育を、就学前の子どもから児童生徒まで、発達段階を意識した一貫性のある指導につなげていくことが大切です。	* <u>キャリア教育</u> における基礎的・汎用的能力を育成するため、発達段階や多様なニーズを踏まえ、* <u>授業のユニバーサルデザイン化</u> に基づいた指導を推進します。
ウ	国際的な視野を持って、グローバル化が進む社会で活躍するためには、主体性、創造性及びチャレンジ精神を育むための機会を充実させることが必要です。	外国語指導助手（ALT）等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実させることにより、中学生海外派遣・受入事業や朝来市国際交流協会の事業等を活用して、語学力やコミュニケーション能力を育成し、国際理解につなげます。 （施策間連携【17】）

② 人と人のふれあいの中で豊かな心を育む教育の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	多様な人と共生する心を養うための教育活動の実現に向け、学校・家庭・地域が連携した教育体制である学校運営協議会等の充実が必要です。	こども園に設置されたこども園評議員会と学校に設置された学校運営協議会において、保護者や地域住民等の学校園運営への参画と協働をさらに推進していくことで、就学前から義務教育の期間、見通しを持って地域総ぐるみの学校園づくりを推進します。
イ	* <u>トライやる・ウィーク</u> 、わくわくオーケストラ教室及びプロから学ぶ創造力育成事業等の既存の体験教育は充実していますが、行事以外で子どもたちが地域とつながる機会が少ないことが課題となっています。	地域力を活かした地域教育に取り組む機会を設定することにより、地域への誇りや愛着を育み、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会の形成者としてそれぞれの分野で存分に活躍することのできる基盤を、市民や地域と協力して学校教育を通じて培います。



ウ	人間としてより良く生きるための基盤となる道德性を育成するため、学校の教育活動全体を通じて、道德教育をさらに充実させる必要があります。	家庭において兵庫県道德副読本を介して会話する等、学校以外でも道德性を育成します。
---	--	--

③ 心身ともに健康であるための健やかな体の育成

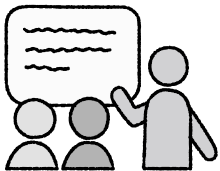
	現状と課題	事業実施方針
ア	体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することが求められている中で、児童生徒の運動時間の不足が課題となっています。	授業開始前や中間休み等に児童生徒が積極的に運動するよう、運動習慣の定着を図ります。また、家庭や地域等と連携し、学校園外でも様々な運動に取り組み、体力・運動能力の向上を図ります。
イ	健全な食生活を実現するため、食に関する正しい知識を身に付けることや望ましい食習慣の定着を図る必要があります。	栄養教諭による授業や生産者をゲストティーチャーに招へいする等、食に関する教育活動を行うことで、心身の健康増進を図るとともに、* <u>食品ロス</u> に対する意識や食の安全安心についての意識を高めます。 （施策間連携【29】）
ウ	生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、多様化・深刻化している心身の健康課題を解決する必要があります。	体系的な保健教育と、家庭や医療機関等との連携による保健管理の充実を図ります。 （施策間連携【23】）

市民等との役割分担

- 市民は、学校園に関心を持ち、自らの経験や能力を活かし、教育活動に積極的に参画するとともに、地域住民が学校園に関わる機会を創出することが望めます。
- 保護者は、子どもの教育に第一義的責任を持ち、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すことが望めます。
- 地域自治協議会等は、子どもは地域の宝であるとの認識のもと、地域総ぐるみで子どもたちを育むことが大切です。
- 事業者は、様々な主体が企画する学びの場に、必要に応じて積極的に協力していくことが望めます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学33.5% 中学37.4%	小学34.3% 中学28.6%	小学55.0%以上 中学50.0%以上	全国学力・学習状況調査
②	「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合	小学39.4% 中学31.8%	小学42.1% 中学27.3%	小学55.0%以上 中学50.0%以上	全国学力・学習状況調査
③	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点 (T得点)	小5男50.9点 小5女50.2点 中2男50.5点 中2女49.8点	小5男50.8点 小5女48.8点 中2男51.3点 中2女50.7点	小5男51.5点以上 小5女50.0点以上 中2男52.5点以上 中2女51.5点以上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査



多様な学びを支える 教育・学習環境の整備

施策コード【3】

安心して学べる教育・学習環境の充実を図るとともに、ICT 機器を効果的に活用した授業体制の構築による情報活用能力を育成します。また、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実等、多様な学びを支えます。

① 安心して学べる教育・学習環境の整備

	現状と課題	事業実施方針
ア	子どもが安全で安心して学校園生活を送ることで、その能力・可能性を最大限に伸ばしていくことができるための環境整備が必要です。	学校園での指導体制等、質の高い教育環境を充実させるとともに、計画的に学校園施設の改修を行い、子どもたちの学習環境を整備します。
イ	1人1台タブレット端末の配備等、ハード面は整えられましたが、運用に向けた教職員のスキルアップや学校外での ICT 教育の充実に向けた環境整備の推進を図る必要があります。	校内研修や ICT 支援員を学校に派遣することにより、情報活用能力の育成を図ります。また、ICT に関する専門的知識を有する *GIGA スクールサポーターを活用し、校外での ICT 機器活用の環境整備を推進します。
ウ	一人一人の特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成する必要があります。	特別な支援を必要とする園児児童生徒の就学支援として配置している介助員や * <u>学びのサポーター</u> の資質向上を図るため、研修等による学びの機会の充実を図ります。
エ	不登校児童生徒に対してその実態に配慮した教育を行うため、居場所づくりを積極的に行っていく必要があります。	* <u>適応指導教室</u> の運営をととして、関係機関との連携を密にし、多様で適切な教育機会の確保の実現とさらなる充実を図ります。

② 一人一人の子どもの力を育む教職員の育成

	現状と課題	事業実施方針
ア	子どもたちの多様な学びに対応するため、教職員として必要な使命感、責任感、教育的愛情及び豊かな人間性のかん養といった基本姿勢はもとより、ICT 機器を活用する場面と体験によって学ぶ場面を使い分けるための視点等、新たな指導力が求められています。	教職員としての専門性と実践的指導力の向上に向けた様々な研修機会を活用し、教職員としてさらなる資質向上を目指します。また、ICT 支援員や GIGA スクールサポーターを中心に関係機関と連携し、児童生徒の情報活用能力の育成に向けた指導力向上を図ります。
イ	情報活用能力の育成等の新たな教育課題が生まれたことにより、教職員の負担が増加していることが課題となってきました。	ICT 支援員や GIGA スクールサポーターを中心に、ICT 機器を活用することによる業務改善と教育の質の向上を図ります。

③ 安全安心で地域の恵みを感じる学校給食の充実

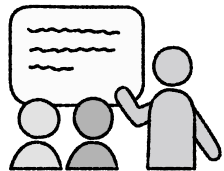
	現状と課題	事業実施方針
ア	学校給食法等に基づいた安全で安心な学校給食を提供していますが、これを維持していくためには、さらに衛生管理を強化していく必要があります。	* <u>兵庫県食品衛生管理プログラム</u> (兵庫県版 HACCP)に基づいたハイレベルな衛生管理を実行します。
イ	子育て支援の一環として、学校給食費の一部を市費負担とすることにより保護者負担の軽減を図っています。	現状の軽減措置を継続するとともに、今後、食材費の高騰等により給食費の見直しが必要となった場合においても、保護者に与える負担の影響に配慮しながら軽減措置について検討を進めます。
ウ	学校給食では地場産食材を積極的に取り入れています。食育の目的である食材や生産者への感謝の気持ちを醸成するため、地産地消の推進を図っていく必要があります。	本市の食文化や農産業に対する理解を深めるため、「地産(農業)」と「地消(給食)」をつなげる新たな仕組みを構築し、地産地消をさらに推進します。 (施策間連携【9】)

市民等との役割分担

- 市民は、多様な教育の在り方に対する関心をさらに深め、「共に創り上げる」という思いを持ち、学校園と連携・協力することが望まれます。
- 地域自治協議会等は、地域全体で子どもたちの登下校時の様子を見守り、育てていくことが大切です。
- 事業者は、地域や学校と連携して、登下校時の見守りや安全確保とともに、学びの場に積極的に協力していくことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	18歳以下の子どもを養育している市民の内、学校施設・教育環境が充実していると感じる市民の割合	42.2%	45.4%	55.0%	市民意識調査
②	学習の中でコンピューター等の ICT 機器を使うのは勉強に役に立つと思う児童生徒の割合	—	—	小学100.0% 中学100.0%	全国学力・学習状況調査
③	学校給食における市内産野菜の使用率	11.7%	18.9%	30.0%	教育委員会調査



まちにも活きる 生涯学習・スポーツの推進

施策コード【4】

市民の誰もが参加しやすい学習やスポーツの機会を創出し、それにより得た成果を地域社会の課題解決や創造的活動に活かせる人づくりを進めるとともに、社会教育施設等の活用や指導者との連携によって、誰もが気軽に学びやスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

① やりたいことにチャレンジできる生涯学習の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	生涯学習のきっかけづくりの場として、教養講座や市民活動団体等と協働した専門的な学び等の市民講座を開催していますが、参加者に偏りがあります。	オンライン等の活用や市民が出かけやすい場所で気軽に学べる市民講座の開催等、どこでも誰でも参加できる多様な学びの場を創出します。
イ	市民講座を通じて市民の知識・技術等の向上が図られていますが、学びを活かした地域社会での取組が求められています。	市民が市民講座等で学んだことを主体的に地域社会に活かす取組を推進します。 〔施策間連携【1】【13】【14】〕

② 市民の交流を生む生涯スポーツの推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	スポーツを行う市民が固定化される現状を踏まえ、より多くの市民がスポーツを行うように、市民ニーズにあった事業展開や定着化等を推進するとともに、スポーツを通じた交流や健康効果の周知等を図ることが必要です。	地域の実情や市民ニーズに合った大会・教室等の実施を推進します。また、スポーツを通じた市民交流や健康効果の意義等を情報発信し、スポーツ振興を図ります。 〔施策間連携【15】【23】〕
イ	人口減少や趣味の多様化等により、スポーツ団体の運営が困難になりつつあるため、団体の統合や連携を支援し、継続的な活動を促す必要があります。	新たにスポーツ活動に参加したいと思う市民が気軽に参加できるよう、既存団体等の情報共有や情報発信を推進します。また、団体間の調整や連携に向けた支援を図ります。
ウ	スポーツ推進委員は、スポーツ推進のためのスポーツ事業の企画・運営を行っています。	スポーツ推進委員は、自ら学び実践したことをスポーツ事業で展開しながら市民に対するスポーツ指導や助言を行い、スポーツのさらなる普及を推進します。
エ	社会体育施設は、市民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置・活用していますが、地域活動にも活用される等、多面的な機能を担っています。	既存の社会体育施設のさらなる活用を図ります。また、全天候型運動施設の整備等、多面的な活用を視野に入れた社会体育施設の全体的な再配置を進めます。



③ 学びを育む図書館の運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	和田山図書館、あさご森の図書館及び生野生涯学習センター図書室では、総数約 22 万冊の蔵書を管理し、市民に読書の機会を提供しています。	市民の学びの拠点として、図書館の環境を整備するとともに、市民が主体的に課題を解決できるような支援を行います。
イ	社会環境の変化に対応した図書館運営を構築し、利用者の利便性の向上を図ることが求められています。	学校園と連携を図るほか、電子図書等の多様な資料やサービスを取り入れ、誰もが利用しやすい図書館づくりを推進します。
ウ	まちづくり活動等に合わせて定期的の特設コーナーを設置しています。	市民のまちづくり活動等につながる特設コーナーを充実し、地域活性化等を支える役割を担う図書館運営を推進します。

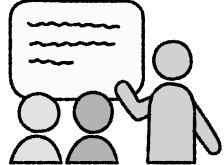
市民等との役割分担

- 市民は、多様な交流や学びの場に積極的に参加し、得た学びを暮らしの中で発揮していくことが望まれます。
- 同じ趣味や活動を行っているグループは、それぞれの得意分野を活かし、地域活性化への貢献が望まれます。
- 市民は、自主的・積極的にスポーツ活動に取り組むことが望まれます。
- 各種スポーツ団体は、大会・教室等の運営に積極的に参加することが望まれます。
- 市民は、図書館の積極的な利用が望まれます。

施策指標

	指 標	H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	自らの知識や経験を地域社会活動に活かした市民の割合	—	25.8%	29.8%	市民意識調査
②	定期的にスポーツを行う市民の割合	35.9%	41.3%	45.3%	市民意識調査
③	図書館入館者数	104,977人	82,305人	105,000人	生涯学習課調査

ありたいまちの姿1 **5**



多様性を尊重する 人権文化の醸成

施策コード【5】

国際化、情報化及び少子高齢化等の社会状況の変化に的確に対応しながら、普段の暮らしの中にも人権を大切にし、互いに尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちづくりを進めます。

① 誰もが自分らしく生きられるための人権啓発の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	人権尊重についての正しい理解や認識が深まりつつありますが、これをしっかりと定着させることが重要です。	日常の中で人権に触れる機会を増やし、自然に人権意識を高めることにつながるような啓発に取り組みます。
イ	近年の国際化、情報化及び少子高齢化等の時代の変化に伴い、人権の考え方や捉え方は変化しており、人権に関する考え方の世代間ギャップが生じています。	幅広い年代層の市民が参加しやすい人権啓発事業の企画・実施に努め、人権の考え方や捉え方についての世代間ギャップの解消を図ります。
ウ	インターネットを悪用した人権侵害や *LGBT（性的マイノリティ）への偏見等、表面化しにくく、身近に感じにくい人権課題に関しても、正しい理解や認識を深めていく必要があります。	間違った理解や偏見等をなくすための研修や講演会等を企画し、身近に感じにくい人権課題や新たな人権課題等についての理解を深める取組を進めます。
エ	教育、福祉、自治会及び事業者等、幅広い分野の市民により組織された各町人権教育推進協議会と連携し、人権講演会や学習会等の様々な人権啓発事業を実施していますが、参加する世代が固定化傾向にあり、特に若年層の参加を促す取組が必要です。	人権教育推進協議会、学校及び教育委員会等と連携して魅力的な人権啓発事業を企画し、PTA 等の若い世代が活躍している団体等に啓発事業への参加を促す取組を進めます。
オ	各隣保館や多世代交流センターでは、教養文化事業、文化祭、健康促進事業及び各種サークル活動等を実施し、人権啓発や地域交流を図っています。	各隣保館等を人権啓発や地域交流の拠点施設として、その役割をしっかりと認識し、事業をととして人権啓発や地域交流を図ります。

② 性別にとらわれることなく全ての人が活躍できる環境づくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	男女が互いに尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる *男女共同参画社会の実現が重要な課題となっており、その実現に向け朝来市男女共同参画プランに基づいた取組を進めています。	朝来市男女共同参画プランを社会情勢の変化や進捗状況に応じて見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。
イ	男女の固定的な役割分担意識が根底にあり、多様な視点から課題を見つめ、より良い形での課題解決を図る男女共同参画の視点が、様々な場面において十分取り入れられていない状況です。また、各種審議会等における女性委員の構成比率は徐々に増えつつありますが、まだ低い状況です。	様々な機会・情報媒体を活用しながら事業者や地域等と連携し、男女の固定的な役割分担意識や慣習を解消し、性別にかかわらず誰もが様々な場面で意思決定過程に参画できるような取組を進めます。

ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む



ウ	男性も女性も経済的自立や自己実現等のため、それぞれの希望に応じた働き方、学び方及び生き方を選択できるようになる社会が求められています。	男女が自らの意思に基づき、仕事と生活の調和が図られ、充実した生活を送ることができ、その個性と能力を発揮し社会で活躍できる環境づくりを推進します。
エ	防災、まちづくり、自治会及び子育て等、多様な地域課題の解決においても、女性の参画が重要であることから、市内で活動している女性を中心とした団体間の相互理解や活動内容等の情報発信により、団体等のさらなる活性化を図る必要があります。	女性団体等の活動を支援し、女性が活躍できる環境づくりや団体相互の連携交流を推進します。

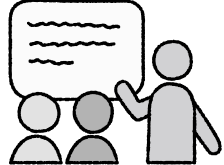
市民等との役割分担

- 市民は、一人一人が人権への関心を深め、自らのこととして人権を意識することが望まれます。
- 市民は、学習や交流を通じてお互いを理解し、尊重し合う人権尊重意識を育むことが望まれます。
- 市民や事業者は、一人一人の個性(人種、国籍、性別、年齢、障害の有無及び働き方等)を尊重し、多様性を認め合い、全ての人が社会の構成員として活躍できる環境づくりを進めることが望まれます。
- 市民や事業者は、一人一人が男女の固定的役割分担意識に気づき、見直すことで、家庭、地域及び職場等で男女共同参画を実践していくことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	個人の ¹ 人権（多様性）が認められていると感じる市民の割合	—	—	50.0%	市民意識調査
②	男女が対等な社会になりつつあると感じる市民の割合	—	—	50.0%	市民意識調査

ありたいまちの姿16



豊かな心を育む 芸術文化の振興

施策コード【6】

芸術作品を鑑賞する機会や場を充実させ、多様な芸術表現活動を支援することによって、人々の豊かな心を育み、文化的で創造的な暮らしを実現するとともに、芸術文化活動が活発になることで、市民が魅力的で親しみの持てるまちとしての誇りや愛着を深めます。

① 市民の芸術文化活動の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	文化会館やあさご芸術の森美術館では、アンケート調査等によりニーズの把握に努めながら、幅広い年齢層の人が楽しめる様々な事業に取り組んでいますが、芸術文化に対する人々の関心度や興味の対象は様々であり、その多様性や個性を尊重しながら事業を展開していく必要があります。	文化会館では優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、ニーズの把握に努めながら幅広い分野の自主文化事業を行います。あさご芸術の森美術館では、芸術性・文化性が高い様々な分野の企画展や公募展のほか、子どもから大人まで気軽に芸術に触れることができ、体験や学びの機会となる講座やイベントを開催します。
イ	現地で芸術をリアルに鑑賞・体験するだけでなく、自身の都合の良い場所や時間帯で、公演や展示作品等を鑑賞・体験したい人に向けたサービス等、芸術文化に触れる機会の裾野を広げる取組が必要です。	現地で芸術をリアルに鑑賞・体験するだけでなく、オンラインを活用した公演や展覧会の配信も行い、様々な形で誰もが身近に芸術文化に触れることができる機会を増やします。
ウ	子どもの芸術文化体験を充実させる指導者や舞台芸術を支える技術スタッフ等、芸術文化活動を支える人材が不足しています。	子どもの芸術文化体験を充実させる指導者や舞台芸術を支える技術スタッフ等、芸術文化活動を支える人材の育成や発掘に取り組めます。
エ	芸術文化や観光の双方の視点を活かして地域の活力を創出する専門職業人の育成等を基本理念とする芸術文化観光専門職大学が令和3年4月に開校しました。	市内の学校園や芸術文化団体等とはもとより、芸術文化観光専門職大学とも連携して、芸術文化の振興を進めます。

② 開かれた芸術文化施設の管理と運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	文化会館、美術館及び彫刻公園等、市民が気軽に芸術に触れたり、創作・表現活動を行うことができる芸術文化環境の整備が必要です。	芸術文化活動の一層の充実を図るため、文化会館の機能分担や、和田山ジュピターホールの大規模改修を行います。あさご芸術の森美術館では、彫刻公園をより一層充実させるとともに、美術館収蔵庫の整備と合わせ、市民が気軽に芸術文化活動ができる場所の確保に向けた検討を進めます。

ありたいまちの姿1 「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む



イ	あさご芸術の森や和田山中央文化公園は、芸術文化施設の周辺環境を活かして、利用者の集まりやすい場づくりを目指す必要があります。	あさご芸術の森や和田山中央文化公園は、自然や芸術に触れながら、市民の憩い・創造・交流・健康づくりの場として安全で安心して利用できるよう、地域住民や周辺施設の事業者とも連携しながら施設の運営管理を行います。
---	--	--

市民等との役割分担

- 市民は、芸術文化活動に関心を持ち、芸術文化に触れることができる機会に積極的に参加することが望めます。
- 文化会館のホールスタッフクラブは、文化会館の事業への活動・協力が必要です。
- あさご芸術の森美術館友の会は、美術館の活動への参加と運営支援を行うことが必要です。
- 事業者は、文化会館事業や美術館の公募展への協賛・後援が望めます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	1年間に市内のホール、美術館及びあさご芸術の森等で芸術鑑賞や芸術活動をした市民の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査
②	文化会館利用日数率	71.4%	49.9%	72.0%	芸術文化課調査
	美術館入館者数(巡回展を含む)	13,618人	9,325人	15,000人	芸術文化課調査



内発的な経済循環と 多様な働き方の創出

施策コード【7】

人の暮らしや営みとともにある自然との共生を図りながら、朝来市が持つ資源・魅力を活かした経済基盤を確立し、市外活力の取り込みと事業者育成を図るとともに、一人一人が望む多様な働き方が実現できる取組を推進します。

① 市内事業者の力を育む支援の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	新型コロナウイルス感染症が市内事業者へ与えたダメージは大きく、回復まで数年はかかると見込まれます。	コロナ禍の打撃を受けた事業者に対し、早期回復に向け、あさご元気産業創生センター、商工会及び金融機関等と連携し、伴走型の経営支援を行います。
イ	事業者には、コロナ禍や頻発する自然災害が及ぼす危機に対して経営管理体制の強化が望まれます。	*事業継続計画(BCP)の必要性を啓発し、事業者の危機管理に対する意識の醸成と取組に対する支援を行います。
ウ	事業者は、デジタル化等の市場の変化に対する姿勢が受動的・閉鎖的であり、事業者自らが進んで対応しようとする機動力が求められます。	市場の変化に対応できる事業者を育成するため、あさご元気産業創生センター、商工会及び金融機関等と連携し、情報発信や経営指導の充実により経営革新を支援します。

② 多様な働き方の創出

	現状と課題	事業実施方針
ア	*有効求人倍率はコロナ禍でありながら、全国や兵庫県数値と比べて緩やかな減少に留まっています。その一方で、高校卒業後の進学率が高く地元での就業者が減少しており、市内事業所は若年層の従業員が不足しています。また、若年者に市内事業所の魅力が伝えられていません。	女性、若者、高齢者及び外国人等の就業や働きやすい職場づくりを促進し、多様な働き方と働く機会を創出することで、安心して働ける環境づくりと雇用の確保を図り、生産性の向上につなげます。また、中高校生等を対象に市内事業所で働く魅力を伝えることや大学生等を対象に合同企業説明会等を実施するとともに、*ジョブサポ・あさごを活用し、若年層の就職を促進します。さらに、若年者の地元就職や定着を図るため奨学金返還を支援する事業者に対し支援を行います。 (施策間連携【1】【17】【19】【20】)
イ	コロナ禍によりテレワーク等が普及し、会社と従業員が離れていても仕事ができる等、働き方に大きな変容が生まれつつある中、地域が持つ課題の解決や地域企業との連携による技術革新等に興味を示す事業者が増えています。	市外事業者の活力を取り込むため、朝来市の魅力を対外的にプロモーションするとともに、*サテライトオフィス等を誘致し、その開設を支援します。 (施策間連携【15】)



③ 新たな一步を踏み出す事業者の支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	空き家・空き店舗を活用した起業等、にぎわい創出事業等の支援による起業件数は増えており、起業マインドが高まっています。	起業しようとする人や事業者に対し、計画段階からの経営指導や学びの場として創業塾を開催します。また、起業時には事業費補助や*インキュベーション施設等の活動スペースの提供を行い、起業後には経営相談を行う等の伴走型支援を行います。
イ	朝来市は、交通の要衝という地理的優位性もあり、市内外には新たな設備投資を模索する企業があります。	事業者の新たな投資の受け皿となる産業団地の整備を検討するとともに、民間事業用地についても情報提供を行い、企業の進出を推進します。

市民等との役割分担

- 事業者は、事業者相互がつながることで経済を発展させるという意識を持つことが望まれます。
- 事業者は、自ら進んで様々な経営等に関する学びの場に参加し、知識の研さんを図ることで経営の革新を実践していくことが望まれます。
- 事業者は、従業員の子育てや介護の負担を軽減する職場づくり等の取組が望まれます。

施策指標

	指 標	H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	*事業継続力強化計画策定件数	—	—	10件	朝来市商工会報告
②	市内事業所への若年者を含む多様な人材の就業者数	—	85人	85人	経済振興課調査
③	新規起業件数	14件	12件	15件	経済振興課調査 商工会調査
	誘致事業者件数	1件	1件	1件	経済振興課調査



まちの力になる 観光の振興

施策コード【8】

多様な観光資源の創出等により観光ブランド力を高め、人と人とのつながりを大切にした「おもてなし」による交流人口の拡大と、観光振興による地域経済の活性化を推進します。

① 観光環境の整備・観光人材の育成

	現状と課題	事業実施方針
ア	竹田城跡や日本遺産の認定を受けた生野銀山・神子畑選鉱場跡等の貴重な近代化産業遺産群、県立自然公園等の豊かな自然景観及び風情のある町並み等、多様な観光資源を有しています。	自然、歴史、文化及び産業等、豊富で多様な観光資源を活用し、国内外からの交流人口の拡大に向け、魅力創出と効果的なPRを展開します。(施策間連携【12】)
イ	地域に根ざした伝統・文化や地域特性等を活かした各種イベントが実施されています。	地域の伝統・文化を新たな観光コンテンツとして発信するほか、地域特性を活かした各種イベントの魅力を発信することにより、新たな集客につなげます。
ウ	老朽化が進んでいる道の駅や温泉施設等の観光関連施設は、修繕に多額の費用が見込まれます。また、施設によっては、集約・再編・施設機能の見直し等、施設の在り方を検討する必要があります。	観光関連施設については、施設の在り方を検討のうえ、年次的な施設改修や機能の集約・再編・施設機能の見直し等を実施し、効率的・効果的な管理運営に取り組みます。また、誰もが安心して訪れることができる環境づくりを進めます。
エ	観光ニーズの多様化に伴い、地域や観光関連団体が主体となって地域の資源を活かした観光誘客に取り組む必要があります。	観光人材やボランティアガイドの育成を行うとともに、地域や観光関連団体のおもてなし意識の向上を図ることにより、観光客が何度も訪れたいような魅力とおもてなしの心あふれるまちづくりを進めます。また、観光関連団体や事業者のほか、多様な関係者と連携して*DMOの機能を備えた組織づくりを行う等、観光地域づくりを推進します。

② 観光による経済波及効果・交流の拡大

	現状と課題	事業実施方針
ア	人口減少や趣味・レジャーの多様化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光入込客数は減少傾向にあります。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたウィズコロナ・ポストコロナ時代の市場の動向や観光客ニーズを的確に捉え、当面は国内旅行者の誘客に注力し、中長期的には訪日外国人旅行者の誘客拡大に向け、効果的かつ戦略的なPRにより、国内外からの交流人口の拡大を目指します。



イ	竹田城跡、生野銀山及び神子畑選鉱場跡等の点在于る観光資源をつなぎ、市内全体の周遊と滞在を促す仕組みづくりが必要です。	戦略的な情報発信により、竹田城跡、生野銀山及び神子畑選鉱場跡等の魅力的な観光資源を活かした*周遊観光を促進し、地域全体の回遊性の向上と消費拡大につなげます。
ウ	消費機会の拡大が期待できる新たな観光コンテンツの開発や掘り起こしが必要です。	地域や事業者と連携して新たな体験型観光プログラムの造成等に取り組むとともに、まだ埋もれている観光資源を発掘し、光を当てていくことにより新たな集客につなげていきます。また、*二次交通の利便性向上やご当地グルメの開発に向けた取組を進めます。(施策間連携【9】【11】【30】)

③ ネットワークを活かした広域観光の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会、但馬観光協議会及び北近畿広域観光連盟等、歴史や地域性でつながりのある関係市町や団体と連携し、観光客の誘客促進に取り組んでいます。	関係市町や観光関連団体と連携し、互いの強みを活かし、観光客の誘客促進に取り組めます。

市民等との役割分担

- 市民は、地域イベントへの積極的な参加、市内観光資源の知識習得及び来訪者に対するおもてなしの実践等が望まれます。
- 事業者は、自らが創意工夫を凝らし、地域に存在する様々な資源を活用した事業展開を図るとともに、業種・分野の枠を超えた連携による付加価値の創出を図ることが望まれます。
- 観光関連団体は、業種・分野・地域の枠を超えた相互連携の強化を図り、観光の推進役として、自らが積極的に観光による地域の活性化を図るための取組が大切です。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	観光入込客数(年間)	2,353千人	1,451千人	2,632千人	観光交流課調査
②	観光消費額(1人当たり) 市内宿泊あり 市内宿泊なし	14,117円 2,590円	28,125円 2,657円	17,371円 2,943円	観光交流課調査



時代にあわせた 農畜産業の振興

施策コード【9】

農業の担い手を確保し農地の集積・集約を進め、農産物の高付加価値化に取り組みながら供給量確保に努め、新たな市場を開拓し「儲ける農業」の実現とともに耕作放棄地の抑制を図ります。

① 農業の担い手と農業経営体の育成・強化

	現状と課題	事業実施方針
ア	本市の農業の98.6％は家族農業が支えており、国際連合総会で採択された「家族農業の10年」に向け施策の推進・知見の共有が求められている中、市内農業者（畜産業者含む）の高齢化は顕著に表れており、2020年農林業センサスでは農業者の高齢化が県下で最も進んでおり、担い手も不足しています。	農業の担い手を確保するため、子どもの頃から農業に親しむ機会を設けるとともに、新規就農を志す者の移住定住を促進し、市内大規模農家とのマッチングを行い、農業研修を行いながら育成します。また、担い手不足を解消するため* <u>農福連携</u> 、農業体験及び* <u>援農</u> 等の多様な方法で農業に携わる人を増やします。（ <u>連携施策【8】【15】【16】【21】</u> ）
イ	個人での農業経営は限界にきており、集落営農組織等の設立が望まれています。が、担い手不足の影響により設立が進んでいない現状となっています。	集落営農組織等の設立や法人化に向けて、県や関係機関との連携を強化します。
ウ	農業者は個々で販路を確保していますが、個々の農業者では、市場が望む出荷量が確保できないため、大規模で安定した出荷先に対応できない現状となっています。	大規模で安定した収益が得られる販路を確保し、儲ける農業の実現を図るため、農業者のグループ化等により農業経営体の強化に取り組みます。また、学校給食と連携し地産地消の取組を進めます。（ <u>施策間連携【3】</u> ）
エ	担い手不足の解消や農作業の効率化に向けてロボット技術やICTの開発が進んでいますが、朝来市においては最先端技術の導入が進んでいない現状となっています。	国・県や事業者等との連携を図りながら* <u>スマート農業</u> の導入に向けて研究を進めます。

② 耕作放棄地の発生抑制・整理と活用

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域に担い手が少ないため、農地の貸し借りのマッチングや* <u>農地中間管理機構</u> への誘導が進んでいない状況となっており、新たな耕作放棄地の発生を抑制します。	農地中間管理機構を活用しながら農地の貸し借りのマッチングを行い、新たな耕作放棄地の発生を抑制します。
イ	シカ・イノシシ等をはじめとする有害鳥獣による農業被害は、捕獲や防護柵整備等の対策が一定の抑制効果を発揮しているものの、依然として市内各所で発生しており、農業者の経営意欲減退と耕作放棄地発生の一因となっています。	有害鳥獣捕獲や防護柵の整備をはじめ、狩猟者の確保や被害防止対策の普及啓発等の対策を進めます。
ウ	既に林野化して農地として活用できない土地の整理が進んでいない状況となっています。	林野化している農地について、関係機関と連携を図りながら非農地判定処理を行い、今後活用すべき農地との整理を行います。



エ	農業施設等の老朽化によって農地管理に支障をきたし、耕作放棄地の発生につながるおそれがあります。	朝来農業振興地域整備計画と調整を図りながら再ほ場整備を行い、担い手への農地集積や集約を進めます。（ <u>施策間連携【24】</u> ）
---	---	--

③ 付加価値を高める農畜産業の経営支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	* <u>6次産業化</u> を含めた加工出荷に関する取組が少なく、農家経営の多角化や生産物の高付加価値化が進んでいない状況にあります。	6次産業化の支援を行うとともに、高校・大学・事業者との連携等により、競争力のある商品の開発を支援します。
イ	朝来市産農産物のブランド化を目指していますが、岩津ねぎ、黒大豆、ピーマン及び朝倉さんしょに続く次のアイテムが求められています。	新たな農産物の生産流通を支援するとともに、情報発信を強化し農畜産物や生産者の魅力をPRします。
ウ	食の安全・安心に対する関心が高まっており、高水準の品質管理が求められています。が、農業者の* <u>有機JAS</u> 等の認証取得が進んでいない状況にあります。	有機JASや* <u>GAP</u> 等の認証取得の支援により、既存農産物の地域ブランド力の向上を図ります。
エ	市内における但馬牛飼養頭数が増加する中で、今後より一層、家畜排せつ物の処理が課題となることが予想され、 <u>堆肥の有効活用等</u> 、* <u>循環型農業</u> のさらなる推進が求められています。	土づくりセンターを活用した堆肥の有効利用や* <u>コウノトリ育む農法</u> 等の取組を含めた耕畜連携により、持続可能な循環型農業を推進するとともに、市内農産物の高付加価値化を目指します。（ <u>施策間連携【11】</u> ）

市民等との役割分担

- 市民は、市内農産物を購入すること等によって市内農産物に対する理解を深め、生産者ではない視点から市内農産物の魅力を語りPRを行うことが望まれます。
- 農業者は、整備された農地を耕作又は担い手へ集積することにより、耕作放棄地増加の抑制につなげることが望まれます。
- 地域は、農地の有する防災や環境等の多面的な機能を理解し、*中山間地域等直接支払制度や*多面的機能支払交付金等を活用して、非農家も含めた地域ぐるみの取組を行うことが大切です。
- 地域は、*人・農地プランの作成も含め、地域の農地について話し合う機会を設けることが大切です。
- 地域は、新たな担い手について集落内で受け入れる体制づくりが大切です。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	新規就農者数(累計)	4人	42人	80人	朝来市農業推進戦略プラン
②	集落営農組織の法人化数(累計)	2団体	3団体	5団体 (R5年度)	朝来市農業推進戦略プラン
③	耕作放棄地面積	215ha	140ha	47ha (R5年度)	朝来市農業推進戦略プラン
	朝来市全体の農業収入額	11.6億円	10.5億円	13.0億円 (R5年度)	朝来市農業推進戦略プラン



自然を守り活かす 林業の振興

施策コード【10】

未来の世代にふるさとの美しい自然・森林景観を継承するとともに、森林が有する多面的な機能の向上を図る山づくりと森林資源を安定的かつ効率的に供給できる生産体制の構築を推進します。

① 森林がもつ多面的な機能の確保

	現状と課題	事業実施方針
ア	市域の約 84% を占める森林は、木材価格の低迷等により、豊富な森林資源の有効活用が図られておらず、木材生産量やその他の林産物の生産量は低い状況が続いています。	森林所有者、林業事業体及び木材産業関係者が一体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の林業経営の展開を推進します。
イ	森林所有者自らが森林整備を積極的に行う状況ではなく、森林管理が不十分ことから、保水能力や土砂の流出抑制能力が低下し、水害や土砂災害の一因となっています。	適切な保育を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる森林施業を実施することで、災害に強い森林整備を推進するとともに、肥沃な森林土壌を育み、下流域に上質な水資源を供給します。
ウ	集落に近い里山林は、生活様式の変化等により手入れがされなくなり、住宅に被害をもたらす危険木の増加や、鳥獣生息域との緩衝帯となる機能の低下を招いています。	市民の日常生活に密接に関わりを持つ里山は、騒音や風雪害等の気象災害を防止する効果に加え、鳥獣害から農作物等を守る効果があるため、森林の裾野を整備することにより、快適環境形成機能の向上を図ります。
エ	松くい虫等の森林病害虫の被害は、緑豊かな美しい景観を阻害するとともに竹田城跡等の観光資源に悪影響を与えています。また、近年急速に生息域を広げているヤマビルについては、森林施業や観光で森林に入る人や生息する動物に吸血被害を与えています。	キャンプ場、森林公園及び史跡・名勝等に所在する森林は、市民の健康・教育的機能や文化・観光・レクリエーション機能を担うことから、枯れ松の伐倒やヤマビルの薬剤散布等を実施することで、機能の維持増進を図ります。

② 林業の担い手の多様化と育成・強化

	現状と課題	事業実施方針
ア	人工林が成熟期を迎えている中で、人工林伐採跡地に再造林がされない再造林放棄地の増加や、再造林が難しいことを理由に皆伐を控える森林所有者が多くなっています。	森林所有者の意欲向上と自力での森林整備を促進するため、技術支援や情報提供を行います。
イ	市内にある森林組合は、搬出間伐の機会も近年増えつつありますが、全体的に保育間伐に依存しているところもあり、依然として木材生産量は少ない状況となっています。	森林組合の組織強化を図り、安定的な経営を確保することで、新たな雇用を創出します。



ウ	林業労働者の収入は他業種と比べて低位であり、かつ危険を伴う作業でもあるため就業希望者は少なく、全体的な従事者数も減少傾向にあります。そのため、林業分野に新規参入する民間事業者も少なく、民間活力を活用した森林整備も図られていない状況となっています。	民間事業者の新規参入支援や自伐型林業グループを育成することで、森林施業の加速化を図ります。
エ	緑の少年団活動をととして森林・林業を学ぶ機会は限定的であり、小中学生が林業に関して学ぶ機会は少なくなっています。	林業に関する活動や事業について、広報紙や生涯学習等の多様な機会を利用して、積極的な情報提供や体験活動の実施を行います。
オ	伐採や伐採後の造林の届出等の指導業務や森林経営管理法に基づく私有林の経営管理等、市の対応を求められることが多くなっています。	林業事業体との連携や林業振興について、適切に指導や支援ができる職員を育成します。

③ 森林資源の有効活用の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	適切な森林管理がなされていない森林では、その木材の品質が悪く、低価格で取引されるため、収益の低下を招いている状況にあります。	適切な森林管理のモデルとなるよう市行造林事業を積極的に推進し、分取契約地においては、森林所有者に還元できるよう進めます。
イ	豪雨時には林内に放置された間伐材が河川に流れ出し、橋りょう等に堆積することで甚大な水害に発展する等の被害を及ぼす可能性があるため、二次被害防止の観点から、林地残材の利活用に向けた取組が必要となっています。	林地残材等の未利用材を*木質バイオマス発電の燃料として利用するための搬出支援を実施します。(施策間連携【29】)
ウ	木材の需要拡大を図るため、燃料用に加えて建築用材でも地域産木材の利用拡大が求められています。	官民連携により、市内における地域産木材の利用拡大を図ります。

市民等との役割分担

- 森林所有者は、所有山林を見守り、適切な森林管理を行うことにより、森林資源の保全と活用を図ることが望まれます。
- 森林所有者は、森林施業の団地化・集約化への理解を深めることが望まれます。
- 林業事業者は、広範囲な施業計画を実現することが望まれます。
- 市民は、住宅建築に当たって、積極的に地元産材を活用していくことが望まれます。
- 市民は、薪ストーブ等を導入することで、森林資源の有効活用を図ることが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	間伐実施面積	180ha	232ha	300ha	兵庫県林業統計書
	木材生産量(素材生産量)	15,789m³	21,660m³	30,000m³	兵庫県林業統計書
②	林業労働者数(累計)	55人	56人	70人	兵庫県林業統計書
③	未利用材搬出量(市内事業体)	3,799t	10,105t	12,000t	兵庫県森林組合連合会 (be材センター)



人の営みとともにある自然との共生

施策コード【11】

特別天然記念物のオオサンショウウオやコウノトリが生息・繁殖することに代表される朝来市の豊かな自然を未来へつなぐため、生物多様性地域戦略の策定に加え、環境学習等により市民意識の高揚を図りながら、自然環境の把握・保全や持続可能な利用を進めます。

① 自然環境の把握・保全の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市では、市内における希少野生動植物の生息・生育状況に関する市独自のデータを保有していません。また、身近にある貴重な自然環境を守り育て、生き物とふれあいが持てるよう、市内で保護活動に取り組む市民や民間団体等と連携・協力が必要です。	市内における希少野生動植物の生息・生育状況に関するデータを蓄積するため、希少野生動植物の保護活動に取り組む市民や民間団体等と連携・協力し、情報収集を行うとともに、*生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定に取り組めます。(施策間連携【9】)
イ	外来生物(海外起源の外来種)が、在来種の生態系に影響を与え、人の生命・身体や農林水産業への被害を及ぼしています。	在来種の生態系に影響を与える特定外来生物等が市内や周辺地域で発見された場合には、生息・生育調査を実施するとともに、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携し、市外からの侵入防止対策や繁殖防止対策を行うことで、生態系被害や人的被害の予防を図ります。
ウ	朝来市に拠点を置く日本ハンザキ研究所は、特別天然記念物であるオオサンショウウオを保全・保護するため、市内全域の生息調査や生息環境等の調査研究を行っています。オオサンショウウオの生息環境において、土木工事等の際の保護制度が確立されていない現状です。	自然環境に配慮した道路や河川等の維持管理の実施や、関係団体と連携・協働した清掃活動等の取組を行うことで、オオサンショウウオの保全・保護を推進します。

② 自然環境の学びと利用の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	特別天然記念物であるオオサンショウウオやコウノトリをはじめとする身近にある貴重な自然環境を守り育てるため、地域や学校等と連携し、市民が生物多様性に触れる場や学びの場をつくる等、環境学習の機会の提供を積極的に行っていくことが必要です。	子どもから大人まで多くの人や団体が参加できる地域等での学びの場に加え、学校における体験活動や学習会等を提供することにより、人の営みが自然環境に与える影響や生物多様性についての意識の高揚を図ります。(施策間連携【1】)
イ	日本ハンザキ研究所では、オオサンショウウオの夜間観察会、出前講座及び移動展示を実施するとともに、環境学習の受入れや環境保全活動に取り組む人材の育成を実施しています。	日本ハンザキ研究所等と連携しながらオオサンショウウオを通じて環境学習を推進するとともに、環境保全活動等に取り組む人材の育成を図ります。(施策間連携【1】)



ウ	オオサンショウウオやコウノトリの棲むまちとして、豊かな自然環境とともに朝来市の魅力を発信し、持続可能な自然環境保全につなげる必要があります。	学びの場や観光プログラム等とも連携し、市内外へ朝来市の豊かな自然環境の価値を伝えます。(施策間連携【8】【12】)
---	--	---

市民等との役割分担

- 市民は、市内の自然環境や動植物等に対する関心を持ち、保全・保護活動に積極的に協力することが望めます。
- 環境保護団体等の関係機関は、希少野生動植物の保全・保護活動に積極的に取り組むことが必要です。
- 環境保護団体等の関係機関や地域は、環境保全活動の実施や環境学習の場を提供することが望めます。
- 事業者は、環境保全活動や希少野生動植物の保護活動への必要な協力・支援を行うことが望めます。

施策指標

	指 標	H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	自然環境保全の取組が進められていると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査
②	環境学習に関するイベントに参加したことがある市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査



地域の誇りとなる 歴史文化遺産の保存・活用

施策コード【12】

地域の歴史と先人たちの営みや思いを現在に伝えるほか、* 歴史文化遺産の価値付けと適切な保護を推進することで、価値の再認識や地域に対する誇りや愛着を育むとともに、歴史文化遺産の保存・活用による地域の活性化を図ります。

① 歴史文化遺産の調査と保存・整備の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市歴史文化基本構想に基づき、市内の貴重な史跡・建造物・天然記念物及び特別天然記念物等の様々な歴史文化遺産を総合的に把握し、調査研究・保護を進めていますが、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域や個人で守り伝えられている歴史文化遺産の継承が困難になっています。	歴史文化遺産の価値評価や調査を計画的に行い、文化財指定や登録を推進します。また、地域が受け継いできた文化財を住民とともに保存・活用していくための指針として、地域計画を策定します。
イ	古代から近現代に至る市内の多くの歴史文化遺産の調査研究や評価を行うとともに各種計画を策定していますが、今後は計画に基づいた保存整備や修理等が必要です。	各種計画に基づき、保存整備が必要な歴史文化遺産は計画的に整備を行いながら後世に引き継ぎます。
ウ	歴史文化遺産を適切に管理していくため、歴史文化遺産の価値に対する市民認識を向上させ、市民に寄り添った保護制度を整備する必要があります。	歴史文化遺産の所有者との連携を深めるとともに、保護制度を確立し、歴史文化遺産の円滑な保存・整備を推進します。

② 歴史文化遺産の利活用の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	歴史文化遺産を観光振興や経済振興に結び付け、地域活性化を目指す取組を進めていますが、観光利用により貴重な文化財が汚損や破損する可能性も増えることから、保存とのバランスが必要です。	歴史文化遺産について、観光部局等との情報共有を密にし、観光振興や経済振興を図ります。(施策間連携【8】)
イ	竹田城跡や日本遺産の認定を受けた生野銀山・神子畑選鉱場跡等、文化遺産の観光施策と連携した取組を進めています。	関係市町等と連携した広域的な歴史文化遺産の活用を図ります。(施策間連携【8】)
ウ	朝来市には多くの天然記念物や特別天然記念物が存在していますが、市民の認知度は低く、積極的な情報発信が求められています。	天然記念物や特別天然記念物の保護については、環境施策と連携し、豊かな自然環境を有する朝来市の価値の向上につなげ、情報発信の充実を図ります。(施策間連携【11】)



③ 歴史文化遺産の普及啓発の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	市内の歴史文化遺産の価値を市民等へ周知するため、埋蔵文化財センター等において地域資源を活かした特別展やイベント等の開催のほか、学校や地域等への出前授業を実施していますが、イベント等への参加者数が減少しています。	市民が歴史文化遺産の価値を再認識できるよう、学習機会の提供や出前授業といった学びの場に加え、周知活動に取り組むとともに、市民団体等の活動をさらに支援していくことで、地域に対する誇りや愛着の醸成と地域の活性化を図ります。(施策間連携【1】)
イ	人口減少・少子高齢化の進行により、古来からある伝統文化行事の継承が難しくつつあります。	郷土芸能等の無形文化財や伝統工芸技術保持者の記録を残すとともに、地域の伝承・育成活動への支援を図ります。

市民等との役割分担

- 市民は、地域の歴史や伝統・文化の歴史的価値を学び、後世に継承していくことが望まれます。
- 市民は、歴史的・文化的な景観や天然記念物等を後世に残していくための保全活動に参画していくことが望まれます。
- 保存会等の各種団体は、各地域の伝統文化を保存・継承していくことが大切です。
- 事業者は、大切な歴史や文化の保存活用へ向けて、協力・支援を行うことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	指定・登録文化財件数	240件	242件	250件	文化財課調査
②	歴史文化遺産への観光入込客数	515,800人	302,500人	526,200人	文化財課調査
③	歴史文化遺産の学びの場への参加者数	17,500人	5,900人	18,000人	文化財課調査



市民力を高める 協働のまちづくりの推進

施策コード【13】

市民一人一人の様々なチャレンジを促進し、多様な人が地域の課題解決に向けた活動に自分ごととして取り組む協働のまちづくりを推進します。

① 多様な活動を育む仕組みづくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	多様な人が自分の得意なことを活かしながら「やりたい」にチャレンジすることは、市民一人一人の暮らしを楽しく豊かにするだけでなく、まちの楽しさと活力につながります。趣味や特技等を活かし、市民が主体となって社会的な課題の解決に向かって取り組む市民活動を増やしていくことが大切です。	誰もが気軽に参加でき、対話ができる場を設け、多様な人が自分の得意なことを活かして市民活動を始めたり、興味のある活動に参加できる機会づくりを推進します。(施策間連携【1】【4】)
イ	新たな活動を始めたたくても手法が分からず、最初の一步が踏み出せない人のチャレンジを後押しする等、新たな取組を増やしていくための支援が求められています。	人と人、人と地域をつなぐコーディネーターの育成や対話の場を設け、多様な活動が育まれるよう支援します。(施策間連携【1】)
ウ	市民活動に取り組もうとする市民やグループに対しての資金助成のほか、ミーティング・相談等で自由に使用できる活動スペースの提供が求められています。	市民活動をスタートする市民や団体に対して、活動を軌道に乗せるための適切な支援を行います。また、既存施設の空きスペース等を活用し、誰もが自由に集って対話できる場づくりを進めます。

② 市民参画を促進する協働のまちづくりの推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	*地域協働の基盤となる地域自治協議会が設立されて10年以上が経過し、それぞれの地域で様々な活動が展開されていますが、年月の経過とともに人口動態等、地域を取り巻く情勢も変化しており、その意義・役割や地域協働の在り方について再確認する必要があります。	地域自治協議会の意義・役割や支援の内容を含めた協働のまちづくりの在り方を再認識するための取組を進めます。(施策間連携【14】)



③ 地域を元気にする地域おこし協力隊の活動の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	都市部から朝来市に移住し、地域力の強化に向けて活動する地域おこし協力隊を希望する地域に配置しています。地域と連携した活動を通じて、異なる視点や価値観から新たな地域資源の活かし方や発想が生まれる等、地域に良い影響を与えています。	地域自治協議会をはじめとする地域おこし協力隊の受入団体と連携を図りながら、主体的に地域活動に取り組む隊員の配置を進め、隊員の地域課題解決のための活動や定住に向けた活動を支援します。(施策間連携【14】)

市民等との役割分担

- 市民は、市や関係団体が開催するワークショップや意見交換会等の対話の場に積極的に参加することで、興味のあることや得意なことを活かせる活動について情報を集め、自らも活動に参加していくことが望まれます。
- 地域自治協議会は、市民やその地域に関心のある人が、誰でも楽しく参加できる仕組みづくりを促進することが大切です。
- 地域おこし協力隊の受入団体は、隊員の受入体制を充実させ、地域活動と定住のためのサポートを積極的に行う必要があります。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	自らの知識や経験を地域社会活動に活かしている市民の割合	—	25.8%	29.8%	市民意識調査
②	1年間に自治会・地域自治協議会・市民サークル・NPO等の活動や行事に参加した市民の割合	68.7%	54.7%	72.7%	市民意識調査
③	地域おこし協力隊の任期終了後の定住率	83.3%	92.3%	90.0%	市民意識調査



多様な人がつながる 地域コミュニティの充実

施策コード【14】

子どもから大人まで、市民一人一人が地域づくりの主役です。人と人とのつながりを大切にしながら、多様な人が参加できる地域コミュニティの充実を推進します。

① 身近な暮らしを支える自治会活動の支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民にとって最も身近な基礎的コミュニティである自治会は、人と人とのつながりが基礎であり、ほとんどの市民が加入し、地域社会においてとても大切な役割を担っていますが、人口減少や高齢化により地域づくりの担い手が不足し、恒例行事等の継続が困難になっています。	自治会活動を継続していくため、誰もが活動に参加しやすい組織づくりや課題解決に向けた活動への支援を行うとともに、補完性の原則に基づき自治会と地域自治協議会との連携強化を図ります。 (施策間連携【13】【16】)
イ	地域の維持・活性化等のため、自治会等が自主的な判断に基づき実施する事業に補助金を交付しています。また、自治会が管理する施設の老朽化も進んでおり、活動継続のためにも引き続き支援が必要です。	地域のニーズに応じた自治会の課題解決に資する事業に対して支援を行います。
ウ	他地域からの移住者や在住外国人が増加しています。新しい多様な住民が地域の一員として暮らしやすい地域コミュニティづくりが必要です。	新しい多様な住民が地域の一員として安心して暮らせるよう、交流の場づくりや受入体制の構築を支援します。 (施策間連携【15】【17】)

② 多様な人が参加する地域自治協議会の支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	市内にある11の地域自治協議会では、朝来市地域自治包括交付金を活用しながら地域特性に応じた地域課題解決のための取組が展開されています。人口減少や高齢化が進む中で、地域自治協議会の担う役割はますます重要になります。	地域自治協議会が地域特性に応じて主体的に行う活動に対して、人的・財政的支援や学びの場を提供する等、主体的・自律的な地域経営に向け、必要に応じた伴走型支援を行います。 (施策間連携【13】)
イ	地域自治協議会に対する市民の関心度が低いことや参画者に偏りが生じていることから、多様な人が誰でも気軽に参加できる組織を目指す必要があります。また、地域の中で、様々な活動や事業の中心となり、地域づくりをけん引していく人材が不足しています。	地域自治協議会への参画者の裾野を広げるため、誰もが参加しやすい環境づくりを進めるとともに、地域自治協議会の活動や意義について市民への周知を図ります。また、学びの場の開催等を通じて地域のリーダーやコーディネーターとして活躍する地域づくり人材の育成を推進します。 (施策間連携【1】【4】【13】【16】)



ウ	地域での人口減少や高齢化による担い手不足は全国的な課題です。将来を見据えるため、他市町村での先進的な事例の情報交換や学び合いの活動を行っています。	近隣の関係市町と連携し、活動事例の共有や地域づくり研修を実施します。また、全国の先進事例の検証を行い、導入を支援します。
---	---	--

市民等との役割分担

- 市民は、一人一人が地域社会の一員であることを認識し、自治会や地域自治協議会への理解を深め、自発的・自主的に参画することが望まれます。
- 自治会や地域自治協議会は、誰でも楽しく参加できる仕組みづくりを推進し、地域の課題について対話する場を設けることが大切です。
- 自治会や地域自治協議会は、地域課題の解決に向けた事業への積極的な取組が大切です。
- 朝来市社会福祉協議会や市民活動団体等は、専門性を活かしながら、自治会や地域自治協議会と連携し、互いの主体的な活動を活発化することが望まれます。
- 事業者は、地域活動への積極的な参画や協力が望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	1年間に自治会の地域活動に参加した市民の割合	64.1%	52.6%	68.1%	市民意識調査
②	1年間に地域自治協議会が行った活動や行事に参加した市民の割合	36.1%	21.6%	40.1%	市民意識調査



まちの仲間になる 移住定住の推進

施策コード【15】

朝来市での豊かな暮らしや、生き生きと活動する魅力的な人々に魅せられ、まちの新たな一員としての暮らしを希望される方々のために、地域が一体となった受入体制の充実や出会い・仲間づくりの場の創出等、移住定住を推進します。

① 地域と進める移住定住の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	若者・子育て世代を中心とした移住定住施策や、空き家バンク制度をはじめとした各種支援制度を活用し、朝来市への移住者が増加しています。また、コロナ禍での地方移住への関心の高まりを受け、相談件数も増加しています。	様々なツールを活用し、個人に限らず、*テレワークやサテライトオフィス等に関心のある事業者等への情報発信や、オンラインと対面を組み合わせた「あさご暮らし体験会」等の移住イベントの開催・出展により、朝来市の人や暮らしの魅力を発信します。また、移住者に対して地域や人とのつながりづくりの場を設ける等、移住後の新たな生活を支援します。(施策間連携【7】)
イ	空き家バンクへの物件登録数・利用登録者数はともに増加していますが、売却希望物件が多く、移住希望者が最終的に市内の定住先を決めるまでの間に住むことのできる賃貸物件や、移住スタイルに応じた物件を掘り起こす必要があります。	あさご暮らし体験住宅や定住促進住宅等の利活用のほか、地域や不動産事業者と連携し、賃貸可能物件等の空き家バンク登録を推進するとともに、移住者や市内在住の若者・子育て世代に対する住宅取得や空き家活用の支援を行います。(施策間連携【9】【27】)
ウ	積極的に移住定住支援活動や空き家活用を行っている地域に加え、地域の情報提供や相談対応等により移住者や移住希望者を支援する「あさご暮らし移住サポーター」は増加していますが、地域間の取組の差をなくす必要があります。	空き家情報の提供や所有者への相談窓口紹介等の空き家バンク活用支援、また、移住希望者と地域との面談の機会づくりや移住後のサポート等、地域が主体となった活動を促進し、地域ぐるみの移住者支援の充実を図ります。(施策間連携【14】)

② 出会いの場づくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	婚活イベントは、市が実施するほか、朝来市社会福祉協議会等が市の助成を受けて実施していますが、事業実施団体やイベントの内容が固定化される傾向にあります。	朝来市社会福祉協議会等に対する出会いの場創出イベントの支援を継続しつつ、朝来市商工会や事業者等と連携し、参加者のニーズに応じた効果的なイベント等を実施します。また、婚活コーディネーター等により、参加者に対するイベント後のフォローの充実を図ります。
イ	市内で開催する婚活イベント参加者は年間100人を超え、うち約30組のマッチングが成立していますが、参加者が固定化する傾向にあることから、近隣市町との連携を図る等、新規参加者を増やす工夫が必要です。	スポーツやまち歩き等の様々な事業との連携に加え、近隣市町との連携によるイベントの開催等、参加しやすい出会いの場を創出します。(施策間連携【4】)



ウ	コロナ禍により今後も対面での婚活イベントが開催し難い状況も予想されるため、オンラインを活用する等、新たな開催方法の検討が必要です。	異性間のコミュニケーション講座や、オンラインによるコミュニケーションツールの利用講座等を実施するほか、オンラインとリアル対面を組み合わせたイベント等、新たな方法による出会いの場づくりを推進します。
---	---	--

市民等との役割分担

- 市民は、身の回りにある空き家情報の提供や移住者からの相談に協力する等、移住者受入れに主体的に関わることが望まれます。
- 自治会、地域自治協議会及び市民活動団体等は、それぞれが持つ特性を活かしながら、移住者が参加しやすい活動や相談体制の確立等、地域主体で移住定住に向けたサポートに取り組むことが大切です。
- 事業者は、移住者の就業先としての受入支援をすることが望まれます。
- 朝来市社会福祉協議会や朝来市商工会等は、独身男女の出会いの場創出事業に取り組むことが望まれます。
- 事業者は、事業者間での従業員同士の交流や出会いの場創出事業への従業員の参加を促すことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	朝来市の移住支援制度を利用して転入した人数 (4年度間平均)	109人 (H26～H29平均)	128人 (H29～R2平均)	128人 (R8～R11平均)	総合政策課調査
②	年間婚姻数(4年間平均)	136組 (H26～H29平均)	134組 (H28～R1平均)	135組 (R8～R11平均)	人口動態調査



まちを応援する 関係人口の創出

施策コード【16】

地域づくりの担い手不足という課題に直面している中で、地域の人々と多様に関わりながら、様々なまちづくり活動を応援する * 関係人口の創出・拡大を進め、地域活力の向上を図ります。

① 地域とつながる関係人口の創出

	現状と課題	事業実施方針
ア	人口減少や高齢化が進み地域づくりの担い手不足が課題となる中で、市外に住む人が移住定住に至らないまでも、地域と多様な形で関わり、地域づくりの一端を担う関係人口を創出していく必要があります。	自治会、地域自治協議会及び兵庫県等と連携しながら、担い手不足の把握や受入体制の仕組みづくりを行うとともに、関係人口構築のためのイベント情報サイトを活用する等、受入れに対する情報発信等を行い、関係人口の創出・拡大を図ります。(施策間連携【9】【14】)

② まちの活力になる国内交流の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	友好都市である壱岐市との相互訪問や地域の特産品販売を通じた文化交流をはじめ、播磨町等関係市町との交流を展開していますが、朝来市の一部の地域との交流に限定されており、全市的な活動につなげていく必要があります。	関係市町との相互訪問や経済活動等、多様な地域間交流を全市的に実施することで、市民がわがまちの歴史や文化を再認識することにつなげ、シビックプライドの醸成や地域の活性化を図ります。
イ	東京あさご会やふるさと朝来会等で市政に関する情報発信や交流活動を行っています。	市外在住の朝来市出身者等との関わりを大切にすることで、ふるさとを愛する気運を高め、朝来市を応援する活動を行ってもらうことにつなげます。

市民等との役割分担

- 市民は、地域外からまちづくり活動に参加する関係人口の創出・拡大について理解を深めることが望めます。
- 自治会や地域自治協議会等は、関係人口の窓口となって主体的に活動を展開することが大切です。
- 市民は、国内交流事業をはじめとする各種事業へ積極的に参画することが望めます。
- 地域自治協議会は、地域間交流の窓口となって主体的に交流活動を展開することが大切です。
- 東京あさご会等の朝来市出身者による団体は、朝来市への積極的な応援活動を展開することが望めます。
- 事業者は、各種交流活動への参画や協力が望めます。



施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	関係人口を交えた活動が行われていると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査
②	関係自治体等との国内交流が推進されていると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査



未来につながる 多文化共生の推進

施策コード【17】

地域に暮らす在住外国人が地域社会の一員として、ともに生きていく*多文化共生社会を実現するため、相互理解を深める交流や体験を通じ、市民の国際理解を高める取り組みを進めます。

① ともにつくる多文化共生の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	近年、増えつつある在住外国人の生活実態や課題等を把握し、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。	在住外国人との対話をとおして多文化共生に向けた課題の把握に努めるとともに、朝来市連合国際交流協会や地域と連携し、在住外国人と地域との交流の場づくりを進めます。(施策間連携【14】)
イ	「あさご日本語教室」は、市内事業者の技能実習生や在住外国人の日本語の習得に役立っていますが、指導ボランティアの不足や学習者の求めるレベルに差があることが課題となっています。	「あさご日本語教室」の学習者の学習ニーズに応じた対応や指導ボランティアの確保等、「あさご日本語教室」の充実を図ります。(施策間連携【7】)
ウ	在住外国人が安心して暮らすことができるよう、まちの情報を多言語に対応する必要があります。	在住外国人が必要としている情報の把握に努めるとともに、暮らしに必要な情報について、多言語による情報発信を行います。(施策間連携【25】)

② グローバル社会に向けた国際交流の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	姉妹都市や芸術文化交流都市との交流を継続するため、国際交流員(CIR)を配置し、電話会談の実施や人材交流等に取り組んでいます。	姉妹都市等との活発な交流を深める等、市民の国際理解を高める機会づくりに取り組みます。
イ	旧町単位にある国際交流協会については、会員の高齢化や会員数の減少が課題となっていることから、市民が協会活動に参加しやすい仕組みづくりが必要です。	国際交流協会の活動の周知啓発を行うとともに、オンラインを活用する等、多くの市民が多文化に触れる交流の場づくりに取り組みます。
ウ	アメリカのシャヘイラムバレー中学校やマウントテーパー中学校と、中学生の海外派遣事業や受入事業を行っていますが、派遣希望者や市内ホストファミリーの減少が課題となっています。	グローバルな視点を持った市民を育成するため、中学生の海外派遣やオンラインを活用した交流等の取組を行います。(施策間連携【2】)



市民等との役割分担

- 地域は、在住外国人の生活をサポートするとともに、地域住民との交流する機会をつくることです。
- 市民は、多文化の相互理解を深め、国際交流協会活動や海外交流事業への積極的な参画が望まれます。
- 国際交流協会は、積極的な交流事業の展開と活動の周知啓発を行う必要があります。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	在住外国人と地域とのつながりづくりが進められていると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査
②	国際交流において多様な文化に触れる機会があると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査



一人一人が地域とつながる 地域共生社会の実現

施策コード【18】

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、人と人、人と地域にある様々な資源が世代や分野を超えてつながり、市民一人一人が生きがいを持って暮らすことができる地域共生社会の実現を推進します。

① 誰にも居場所がある地域共生社会の実現

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域に住む多世代の人々が地域の集いの場等に自由に参加し、自分ができることで主体的に関わることで、地域の様々な人とのつながりができ、自分を活かしながら過ごせる居場所や役割を持つことが求められています。	誰もが地域の中で安心して出かけることができ、受け入れられる居場所や役割があり、自分は一人ではないという安心感・達成感・充実感が得られる地域での居場所づくりを支援するとともに、支え・支えられる関係の循環づくりや誰もが生きがいと役割を持つことができる地域社会を醸成します。(施策間連携【19】【20】【21】)
イ	地域では人と人とのつながりが薄らぎ、地域住民が近所で困りごとを抱えた人の存在に気づきにくくなり、誰にも相談できずに孤立し、必要な支援が受けられないまま、深刻な事態に陥っているケースがあります。	民生委員・児童委員や朝来市社会福祉協議会等の活動をととして、地域のつながりづくりを強化し、地域から誰も孤立させない見守り体制や地域づくりを支援します。

② 関係機関との連携による地域福祉の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	高齢化の進行や単身世帯・核家族世帯の増加等に伴い、地域でのボランティア活動の重要性は高まりつつありますが、民生委員・児童委員等をはじめとする地域を支える人材が不足しています。	ボランティアや民生委員・児童委員の活動について啓発や情報発信を行い、市民への理解と参加を促進するほか、小中学校等において地域活動やボランティア活動との連携を行う等、地域を支える人材の育成を図るとともに、地域でのボランティア活動の活発化を推進します。
イ	民生委員・児童委員は、福祉委員や民生・児童協力委員と連携しながら、地域における福祉の相談窓口として活動を行っていますが、民生委員・児童委員が把握する地域課題を自治会や地域自治協議会等と共有する場がなく、地域ぐるみの解決に向けた支援につながりにくい状況です。	民生委員・児童委員が把握する地域課題等を地域の中で共有する場を設け、行政や専門機関と連携し、地域の人材や資源を活用しながら、自治会や地域自治協議会等で地域住民が主体となって課題解決に向けた取組ができるよう支援します。
ウ	暮らしの中で個人や世帯が抱える課題は、介護・障害・子育てだけでなく、生活困窮やひきこもり等、多様化・複雑化しており、市民一人一人に応じた対応や支援が求められています。	既存のサービスや相談体制を活かしつつ関係機関が情報共有・連携することで、市民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築します。(施策間連携【19】【20】【21】)



市民等との役割分担

- 市民は、民生委員・児童委員等の活動に関心を持ち、理解し、協力することが望まれます。
- 自治会、地域自治協議会及び朝来市社会福祉協議会は、地域での交流の場の提供や地域のコーディネーターとして、地域でのつながりづくりを支え、推進することが必要です。
- 社会福祉団体や市民活動団体等は、誰もが自分らしく過ごせる居場所や役割が見つけられるよう、積極的に情報提供していくことが大切です。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	友人や地域の中で、気軽に相談したり頼れる人がいる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査
②	民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員活動回数	41,234回	36,028回	41,500回	社会福祉課調査
	地域で開催する地域課題を共有する場や課題解決する場に民生委員・児童委員が参加した回数	—	—	R3対比 4.0%増	社会福祉課調査



地域みんなで安心できる子育て環境の充実

施策コード【19】

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、地域、認定こども園・保育園、事業者及び行政等が一体となって妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組むとともに、家庭で愛情を持って子育てすることを基本に、子どもたちの笑顔をみんなで喜びあえる環境づくりを推進します。

① 家族・子どもに寄り添う子育て環境の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	* <u>認定こども園</u> ・保育園で保育と教育を一体的に提供するほか、子育て学習センターの開設、保育料の軽減及び多子世帯保育料軽減事業等を実施していますが、より細やかな子育ての環境整備が求められています。	認定こども園等では、家庭と地域が連携を図りながら、一体となって保育と教育を行うとともに、朝来市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育ての中心は家庭でありつつも、地域やまちが子育てをサポートできるよう、* <u>ファミリー・サポート・センター</u> 制度の導入を検討する等、地域で子育てをサポートする環境を整えます。
イ	保護者が働きながら安心して子育てできる環境が求められています。	保護者が子育てをしながら希望に応じた働き方が実現できるよう、事業者に対して子育て支援や子育て環境の充実に向けた呼びかけを行うとともに、認定こども園等の保育料軽減の継続、放課後児童健全育成事業、* <u>子育て家庭ショートステイ</u> 及び* <u>病児保育</u> 等による子育て支援の充実を図ります。 （施策連携【7】）
ウ	子育て支援の充実を図るため、子育て関係施設の必要な整備・修繕等を行い、良好な環境を維持することが必要です。	子育て関係施設については、子どもたちが安全・安心に利用できるよう、計画的に整備・修繕等を行います。また、民間園については、必要な支援を行います。
エ	子育て世代へ幅広い子育て支援施策の周知を図るため、保護者のニーズや状況に応じた分かりやすい内容や方法で情報発信をすることが求められます。	保護者のニーズに合わせた子育て支援サービスの情報、各種事業への参加のきっかけづくりになる情報及び子育て世代だけでなく地域全体への分かりやすい子育て情報の発信を積極的に行い、子育ての不安等を解消しながら子育て支援を推進します。

② 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	若年妊産婦、高齢妊産婦及び産後うつ傾向の母親等、支援が必要な妊産婦が増加していることから、妊産婦の健康管理を強化し、安心して妊娠・出産できる体制整備と継続した支援の充実が必要です。	妊婦健康診査や産婦健康診査の費用助成等、妊産婦の経済的負担を軽減し、妊産婦や子どもの健康管理を支援するとともに、支援が必要な人には、関係機関と連携しながら産後ケア等の専門的な支援を行い、安心して妊娠・出産ができる支援を推進します。 （施策間連携【22】）



イ	医療が必要な子どもや発達特性を持つ子ども等、支援が必要な子どもが増加傾向にあり、育てにくさを訴える保護者も増えています。また、幼児期から基本的な生活習慣の乱れがみられる子育て家庭も見受けられます。子どもたちが健やかに成長できるよう医療・保健・福祉・教育機関等と連携した支援体制が必要です。	子どもの発育・発達段階に応じて乳幼児健康診査、訪問指導、子育て教室等の母子保健事業及び子育て学習センター事業を実施します。また、医療・保健・福祉・教育機関等と連携し一貫した相談支援体制により、支援が必要な子どもたちの早期発見と適切な支援を行います。 （施策間連携【21】）
ウ	少子化、核家族化及び地域コミュニティの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、育児に対する不安・悩みや孤立感を抱く妊産婦等が増えています。妊産婦等を取り巻く子育て環境の変化やニーズに応じた支援体制の強化を図っていく必要があります。	* <u>子育て世代包括支援センター</u> の機能を充実させ、医療や子育て支援等の関係機関との連携強化を図り、いつでも相談できる窓口があることを周知します。また、子育て学習センター事業の実施等により、子育ての仲間づくりや子育て支援のネットワークづくりを進め、地域全体の子育て意識の高揚を図り、育児不安の軽減と孤立化の防止を図ります。 （施策間連携【18】【22】）
エ	児童虐待をはじめとした子どもの養育が困難な家庭が増加傾向にあり、様々な支援が求められています。	支援を必要としている家庭や虐待を受けている子どもを早期に発見し、関係機関との連携や支援体制の強化を図り、適切な支援や保護を行います。

市民等との役割分担

- 保護者は、妊娠中から母子の健康に関心を持ち、必要な母子保健サービスを適切に受けるとともに、様々な講座や教室の場を積極的に活用し、妊娠・出産・子育てに関する知識や情報を得ることが望まれます。
- 保護者は、不安や悩みを感じたら、一人で悩まず周りの人や専門的な窓口に相談することが望まれます。
- 市民は、一人一人が子育て支援の重要性についての関心や理解を深め、地域全体で子どもを育む意識を持ち、子育て中の保護者や子どもが地域から孤立することのないよう温かく見守ることが望まれます。
- 地域自治協議会や市民活動団体等は、地域で見守りあえる関係づくりを進めるとともに、妊娠・子育て期に参加できる交流の機会を提供する等、地域での子育て支援を充実させていくことが大切です。
- 事業者は、男女問わず産休や育休が取得しやすい環境づくりを進める等、子育てと仕事の両立や働き方の見直しを推進することが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	12歳以下の子どもを養育している市民の内、保育サービスや子育て支援が充実していると感じる市民の割合	61.4%	63.6%	68.1%	市民意識調査
②	妊娠・出産について満足している者の割合	85.3%	84.8%	87.0%	3か月児健診対象者アンケート



いつまでも自分らしく活躍できる 高齢社会の実現

施策コード【20】

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸せに暮らせるよう、地域で支え合い、一人一人が生きがいと役割を持ち、介護や療養が必要になっても自分らしく暮らしていくことができる地域社会の実現を推進します。

① 地域で支える高齢者の健康と生きがいづくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	高齢者の生きがいづくりを推進するため、仕事、趣味及び地域の活動等、高齢者の多様化する活動について、高齢者が主体的に取り組むことができるよう支援していく必要があります。	老人クラブ、朝来市健康福祉大学及び（公社）朝来市シルバー人材センターの活動等を支援し、地域での活動や就労を通じた健康づくり、生きがいづくり及び介護予防事業に取り組みます。（ 施策連携【7】【18】 ）
イ	介護予防と健康づくりを目的とした、いきいき百歳体操や* <u>地域ミニデイ</u> 等、地域での取組を継続的に支援することが、高齢者の見守りや支え合いの推進につながっていますが、これらを実施できていない地域や、実施していても参加者が少ない地域があります。	認知症や閉じこもりを予防し、元気高齢者を増やすため、いきいき百歳体操や地域ミニデイ等、地域での取組を引き続き支援します。また、実施できていない地域等に対しては、取組のきっかけづくりや新たな参加者の確保を支援します。（ 施策連携【18】 ）

② 高齢者が安全・安心に暮らせる仕組みづくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加とともに、認知症やその疑いのある高齢者も増加しており、高齢者やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域での見守りや支援体制づくりが必要です。	* <u>地域包括支援センター</u> を中心に、地域住民と保健・医療・福祉等の専門職の相互連携により、* <u>地域包括ケアシステム</u> の推進に取り組みます。また、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯及び認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、緊急通報システムの利用や地域の見守り・支え合う体制づくり等を推進します。（ 施策連携【18】 ）
イ	高齢者が支援を必要とする状態になっても、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、住みやすい環境づくり、生活支援サービスの充実及び介護サービスの充実を推進していく必要があります。	支援が必要な高齢者に住みやすい環境を提供するための住宅改修助成や、安心して在宅で生活ができるよう通院等の費用を助成する外出支援サービスのほか、一人一人の状況に応じた介護保険サービスを提供します。



市民等との役割分担

- 市民は、老人クラブ活動や介護予防事業に積極的に参加し、自らの健康づくりや介護予防に取り組むことが望まれます。
- 自治会や地域自治協議会等は、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯等に対する地域での見守り・支え合う体制づくりを推進し、閉じこもりによる孤立の防止に取り組むことが大切です。
- 老人クラブ、朝来市健康福祉大学及び（公社）朝来市シルバー人材センター等は、高齢者の生きがいづくりの推進のため、活動の充実と参加者等の拡大に取り組むことが大切です。
- 朝来市社会福祉協議会は、地域での見守りや支え合い等の活動が展開されるよう支援することが必要です。
- 事業者は、高齢者の就労機会の確保に努めるほか、介護の負担を軽減する職場づくり等に取り組むことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	要介護認定（要介護 1 から要介護 5）を受けていない高齢者の割合	85.8%	85.9%	86.0%	高年福祉課調査
②	高齢者が安全・安心に暮らせていると感じる市民の割合	—	—	75.0%	市民意識調査



障害のある人の居場所と役割がある 自立支援の充実

施策コード【21】

障害のある人もない人も分け隔てなく、地域の中で人と人がつながり、お互いの存在を認め合い、自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

① みんなで支える障害のある人への生活支援

	現状と課題	事業実施方針
ア	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う相談支援事業所は増えていますが、相談希望者が多く相談支援専門員は不足している状況です。	障害があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援や就労支援等の福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援専門員の増員等、相談支援体制や療育支援体制の充実を図ります。(施策間連携【18】【19】)
イ	障害のある人の自立を支援するための生活介護や共同生活援助機能を併せ持った複合型多機能施設の新設に伴い、福祉サービスやグループホームが充実したものの、重度の障害のある子どもに対するサービスは充分とはいえない状況です。	障害のある全ての人が個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活が営めるよう、必要な福祉サービスの提供や支援体制を整備していきます。
ウ	障害の状況により、防災情報といった暮らしに必要な情報が伝わりにくい等の課題があるため、困難を抱えた情報弱者への対応が必要です。	障害のある人が日常生活をより快適に過ごすため、日常生活用具の給付やコミュニケーション手段の充実を図っていくとともに、災害における情報伝達や避難支援等、地域での支援体制づくりを進めます。(施策間連携【25】)

② 障害のある人の個性を伸ばし活かす社会参加の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	障害のある人が、それぞれの障害や体調にあわせて自分のペースで働く準備をしたり、就労訓練を行ったりする等、職業生活の自立と安定に向けた機会づくりが必要です。	障害のある人の社会参加促進・自立を支援するため、就労支援サービス事業所や市内事業者と連携し、障害のある人が社会活動へ参加しやすい環境整備や就労機会の充実を図ります。(施策間連携【9】)
イ	精神科への長期入院や施設入所している障害のある人に対し、地域生活への移行支援が推進されており、退院や退所に向けた住居確保や地域での受入体制が必要となっています。	障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく地域生活が送れるよう、地域での障害に対する理解を深め、グループホーム等の住居支援や地域の受入体制づくりに向けた取組を推進します。



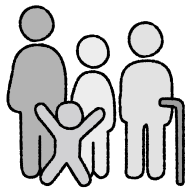
ウ	障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人が困っている際、社会の中にあるバリアを取り除くために支援する *合理的配慮が求められています。	障害のある人もない人も分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会をつくっていくため、社会の中にあるバリアを取り除く環境整備や朝来市手話言語条例に基づいた取組を推進します。(施策間連携【18】)
---	---	---

市民等との役割分担

- 市民は、障害や障害のある人に対する理解を深めることが望まれます。
- 朝来市社会福祉協議会、身体障害者協会及び手をつなぐ育成会等は、障害のある人の社会参加を支援することが望まれます。
- 事業者は、障害のある人が就労の機会を得られるよう、障害に対する理解を深め、積極的に雇用を進めていくことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	障害福祉サービス利用申請者数	353人	350人	350人	社会福祉課調査
②	就労継続支援 B 型や地域活動支援センターを利用した人数	98人	111人	125人	社会福祉課調査



安心できる医療体制の充実

施策コード【22】

安心できる地域医療、救急医療及び周産期医療の体制確保を図るため、地域の中核病院や開業医等の医療機関と行政が連携して医師確保対策等の医療体制の充実を図ります。

① 安心な地域医療体制の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	豊岡病院組合や朝来市医師会等の関係団体との情報共有や連携を深めるとともに、朝来市の中核病院である朝来医療センターの医師確保対策に努めてきましたが、医師確保は継続的な課題となっています。	朝来市や但馬地域の医師確保・医療提供体制整備について、豊岡病院組合、朝来市医師会及び但馬地域の各市町等とも連携しながら兵庫県や関係機関へ要望を行っていくとともに、朝来市医師確保対策就業支度金貸与や朝来市医師就労支援対策交付金等の各種支援制度の充実を図り、朝来市の中核病院である朝来医療センターの医師確保対策に取り組みます。
イ	兵庫県では、圏域ごとの医師確保計画や公立病院の病床機能の分化・連携等を一体的に行う医療体制の構築が進められていますが、市民にとっては生活圏域の医療体制の確保も重要な課題になっています。	兵庫県地域医療構想に基づき公立豊岡病院を中心とした但馬圏域での救急救命や高度専門医療体制を確保するとともに、朝来医療センターでは、他の公立病院との病院連携や役割分担により救急医療や回復期医療の提供を図ります。また、朝来医療センターが朝来市の中核病院として複数疾患に対応できる総合医療や医療ニーズに対応した診療機能の充実等が図れるよう、豊岡病院組合に強力に働きかけていくとともに、朝来医療センターを中心に医師会や開業医との病診連携による在宅医療や介護連携を促進し、市民にとって安心できる地域医療体制の充実に努めます。
ウ	少子高齢化に伴い献血可能年齢の人口が減少し、若年層の献血に対する理解も十分得られていないことから、献血者数が減少しています。	献血事業について、保健衛生推進協議会や地域自治協議会等の各種団体、事業所及び市内高校等への広報等による周知を強化し、若年層を含めた新たな献血者の確保を図ります。

② 安心な救急医療体制の確保

	現状と課題	事業実施方針
ア	豊岡病院組合や但馬地域の各市町が共同で運行支援している*ドクターカー（24時間運行）と*ドクターヘリの併用により傷病者の救命率の向上と後遺症の軽減が図られています。また、朝来市医師会、養父市医師会及び兵庫県薬剤師会但馬支部の協力を得て、南但休日診療所を開設しています。	ドクターカーやドクターヘリ等の広域での高度救急医療体制の確保に取り組むとともに、医師会や薬剤師会等の協力を得て南但休日診療所を運営し、休日診療体制の確保を図ります。



イ	豊岡病院組合や但馬地域の各市町が共同で設置する「但馬地域小児救急医療電話相談」（夜間対応）や、朝来市が設置する「あさご健康医療電話相談ダイヤル 24」（24時間対応、年中無休）等の電話相談事業の実施により、夜間・休日時における健康に関する不安や悩みに対する相談支援を行っています。	「但馬地域小児救急医療電話相談」や「あさご健康医療電話相談ダイヤル 24」等による電話相談事業を実施し、夜間・休日等における医療や健康に関する相談体制の確保を図ります。
---	--	--

③ 安心して出産に臨める周産期医療体制の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	産科医師の確保等は朝来市だけでなく但馬全体の課題となっています。但馬地域の各市町や豊岡病院組合と共同して周産期医療を守るとともに、ハイリスクの妊婦、胎児及び新生児に対応するため、但馬こうのとり* <u>周産期医療センター</u> を整備し、運営支援を行っています。	但馬地域の各市町や但馬こうのとり周産期医療センターと連携しながら、医師や助産師等の確保と出産や産後ケア体制等の周産期医療体制の充実を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進します。（ <u>施策間連携【19】</u> ）

市民等との役割分担

- 市民は、*かかりつけ医や*かかりつけ薬剤師・薬局を持つことの重要性を認識し、医療を適正に利用していくことが望まれます。
- 朝来医療センターや医師会等は、行政と相互に連携を図り、地域医療体制を充実していく必要があります。
- 市民は、輸血用血液を安定的に確保するため、地域や職域等での献血に積極的に参加・協力していくことが望まれます。
- 事業者は、血液の必要性を理解し、献血に積極的に協力していくことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	かかりつけ医等身近な医療が充実していると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査
	朝来医療センターの医師数	8名	8名	11名以上	地域医療・健康課調査
②	「あさご健康医療電話相談ダイヤル 24」を知っている市民の割合	59.3%	63.2%	66.1%	市民意識調査
③	妊娠・出産について満足している者の割合	85.3%	84.8%	87.0%	3か月児健診対象者アンケート



こころとからだが幸せになる 健幸づくりの推進

施策コード【23】

市民一人一人の健康づくりへの意識の高揚を図るとともに、自身が主体となって健幸づくりができるよう、また、地域住民や職場の仲間等とのつながりを持ち、心身ともに健康で生きがいを感じ心豊かに暮らすことができるよう推進します。

① 病気の予防とこころの健康づくりの推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	健康増進法や朝来市健康増進計画・朝来市食育推進計画に基づき、生活習慣病の予防と改善、望ましい生活習慣の定着及び健康意識の向上に向け、健康教育やケーブルテレビ等で周知・啓発を行っています。しかし、個々の健康づくりや食育に関する意識の差が大きく、また、意識があっても実践につながらない実態があります。	地域自治協議会や事業者と連携し、働く世代や健康に関心の低い市民に対し、健康づくりの実践に向け、指導や情報提供を行います。また、健康づくりの実践に結び付いていない市民に対し、実践するきっかけづくりを行います。
イ	健診（検診）については、申込み時の分かりやすいチラシの作成、受診勧奨の工夫と受診費用の一部助成及び休日健診（検診）の実施等、受診しやすい体制を整えています。特定健康診査受診率は上昇傾向にあり、各種がん検診の受診率等も上昇傾向にある項目がありますが、より一層、未受診者対策に取り組む必要があります。	市民が、健康の保持増進に関心を持ち、定期的な健診（検診）受診とその結果に基づく食生活や運動の実践ができるよう普及啓発と実践指導を実施します。また、各種健診の未受診者や未継続受診者対策として、分かりやすい健診（検診）の案内、休日健診（検診）の実施及び受診費用の一部助成を含めた受診しやすい環境づくりを継続するとともに、朝来市医師会等との連携を図ります。
ウ	自殺対策基本法や朝来市自殺対策計画に基づき、各種関係機関等と連携しながら自殺対策を推進しており、近年、自殺者数は減少傾向にあるものの、但馬地域内の他市町と比較すると多い傾向にあるため、相談窓口の周知徹底や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行う必要があります。	自殺対策基本法や朝来市自殺対策計画に基づき、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発の強化や*ゲートキーパーの養成を進めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

② 地域・事業者と進める健幸づくり

	現状と課題	事業実施方針
ア	健康づくりに関する意識があっても実践行動につながらない市民が多い状況です。自身の状況に合わせた健康行動がとれ、生涯を通じて継続できる支援や仕組みが必要です。	朝来市健幸づくり条例に基づき、市民が自らの健康に関心を持ち、自身の状況に合わせた健康行動がとれるよう知識の普及啓発を行うとともに、体験や実践ができるよう関係部署・関係団体と連携して機会づくりに取り組みます。（施策間連携【4】）



イ	地域自治協議会や事業者と協働し、楽しみながら参加できる健康教室等を実施しています。市民が、各自で健康づくりに取り組むとともに、地域や職場等の仲間とともに実践・継続ができるよう、地域や事業者等関係者との連携が必要です。	市民が、個人や家庭に加え、地域や職場で健康づくりに取り組み、継続することで、生涯にわたり生きがいを感じ健やかで幸せに暮らすことができるよう、地域自治協議会、事業者及び学校園等と協働し、地域社会全体で取り組む環境づくりを進めます。（施策間連携【2】【4】）
---	--	---

③ みんなで取り組む感染症予防対策の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	伝染の恐れがある疾病の発生、まん延及び重症化を予防するため、市内医療機関や契約医療機関と協力し、安全に予防接種を実施しています。	関係機関と連携し、感染症に関する確かな情報提供を行うとともに、効果的な予防接種事業や結核検診事業に取り組みます。
イ	緊急対応を必要とする感染症の発生やまん延が懸念され、感染症予防に関する確かな情報提供と対応できる体制づくりが必要です。	緊急対応を必要とする感染症の発生やまん延に対応できるよう、医師会等との連携の強化と市民への的確な情報提供等が必要です。

市民等との役割分担

- 市民は、健康は自分でつくり・守るという意識を持ちながら、自身の心身の健康状態に関心を持ち、自分に合った健康づくりを実践することを通じて、生涯にわたり生きがいを感じて健やかで幸せに暮らすことができるよう取り組むことが望まれます。
- 医師会等関係団体や地域自治協議会は、市民、関係機関及び行政等との連携を図るとともに、それぞれの組織の強みを活かし健康づくりを進めていくことが大切です。
- 学校園は、幼児、児童及び生徒に対し、教育活動を通じ、自身の楽しみを見つけたり仲間をつくる等により、生涯にわたり生きがいを感じて健やかで幸せに暮らすことができるよう、その基盤づくりと、自らの心身の健康に関心を持てる人を育てることが必要です。
- 事業者は、健康管理の一環である健康診査の実施を含め、就労者が心身の健康づくりに関心を持ち実践しやすい環境を整えることが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	健康づくりに取り組んでいる市民の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査
②	地域自治協議会が主体となった健康づくりの実践回数	127回	99回	132回	地域医療・健康課調査



自然を守り暮らしと産業を創造する 土地利用の推進

施策コード【24】

朝来市の豊かな自然を守り育みながら、地域の人々の幸せで豊かな暮らしと、地域の魅力と活力になる産業を創り出すため、未来につながる土地の利活用を進めます。

① 計画的な土地利用の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	旧町中心部等に商業・交通・医療・文化・教育・行政等の都市機能の拠点を形成してきましたが、*モニタリゼーションに伴う生活行動の広域化や利便施設の沿道・分散立地等が進展し、都市機能の拠点性が弱まってきています。また、住宅建築に伴う農地転用が市域に広く分散しています。	地域で持続的に日常生活を営めるよう、生活利便機能を集約・充実した暮らしの拠点づくりを進め、事業所や商業施設にとって交通アクセスが魅力的な立地条件により、生産・経済活動を安心して行える土地利用を計画的に誘導するとともに、周辺環境と調和した秩序ある土地利用を推進します。
イ	和田山駅周辺地区や新市街地区域(枚田・立ノ原・法興寺地区)において、住宅地や企業誘致等のための基盤整備を行っており、住宅、事業所及び店舗等の建築が徐々に進んでいます。しかし、少子高齢化や都市部への人口流出等による人口減少により、まちの賑わいや活力を持続的に創出できていないのが現状です。	まちの賑わいと交流の場の持続的な創出を目指し、豊富な地域資源を活用した地域の魅力を最大限に発揮できるハードやソフト整備を、官民連携等の新たな整備手法も取り入れながら、地域経営(エリアマネジメント)の思考をもって推進します。
ウ	朝来農業振興地域整備計画では、将来守るべき農地を指定していますが、現状では管理されていない農地が見受けられます。	農業委員会等の関係機関と連携し、将来守るべき農地について協議することで、土地利用の適正な活用と見直しを行い、朝来農業振興地域整備計画に反映させます。(施策間連携【9】)

② 潤いある地域整備の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市景観計画に基づく景観形成地区(竹田・生野地区)において、道路の美装化や修景施設整備を行い、景観に配慮した魅力ある地域整備を進めています。しかし、地域住民と連携し、歴史的まち並みをどう維持していくかが課題です。	朝来市景観計画に基づいて魅力的な地域整備を継続していくとともに、景観形成に対する住民意識の向上と、修景助成制度の認知度を高め、まち並みの維持を図ります。
イ	美しく潤いのある住環境を保持し、豊かで幸せな生活空間を演出するため、都市公園等については、その施設の安全性を維持するとともに、多世代の人々が賑わい集うためのアメニティ(快適さ)機能とアミューズメント(楽しさ)機能に加え、防災や健康増進等の機能を兼ね備えることが重要です。	美しく潤いのある公園を維持するため、引き続き地域住民との連携による維持管理を行います。また、公園施設の安全性を確保するための定期的な点検を行うとともに、多世代の人々が公園の快適さと楽しさを享受するため、遊具やモニュメントの設置等を推進します。さらに、防災や健康増進等に寄与する多面的な機能を踏まえた整備を推進します。



ウ	長年にわたり地域が主体となり様々な花づくり活動が展開されていますが、高齢化等により活動グループが減少しています。	地域自治協議会等の様々なグループの自発的・自立的な花づくりや緑化活動を支援し、美しい景観づくりを推進します。
---	--	--

③ 着実な地籍調査の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	行政活動や経済活動を円滑に行うため、土地利用の基礎となる地籍の明確化を図ることを目的として、計画的に地籍調査を実施しています。	国が定めた第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、計画的に地籍調査を推進します。
イ	人口減少や高齢化の進行、また、所有者不明土地等の影響により、山間地を中心に境界画定において立会が困難となるだけでなく、境界を知る地権者が少なくなり、調査期間が長期にわたれば事業の進捗の遅れにつながるだけでなく、調査の遅延に伴う関連公共事業の推進や災害対策に大きな支障をきたす等の課題があります。	地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置として定められた新たな調査手続きの活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入について、調査研究を行いながら地籍調査の推進につなげます。

市民等との役割分担

- 市民は、美しいまち並みや安全で快適な公園等が市民の共有財産であるという意識を持つこと等、市民意識の向上が望まれます。
- まちづくり推進協議会等の団体は、潤いと歴史あるまち並みの維持や保存について、行政と連携しながら積極的に推進していくことが必要です。
- 事業者は、地域社会の一員として、事業活動を通じてまちの活性化や地域の魅力が向上するよう、行政と連携しながら協力するとともに、事業活動に当たっては周辺の環境やまちづくりへの影響に配慮することが望まれます。
- 市民は、地籍調査事業について理解するとともに、積極的に協力することが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	市街地と自然環境や農林地が調和した計画的な土地利用が進められていると感じる市民の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査
②	良好な住生活環境が整備されていると感じる市民の割合	40.9%	40.1%	44.1%	市民意識調査
③	地籍調査による調査済面積	211.87km ²	261.11km ²	362.99km ²	地籍調査課調査



日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進

施策コード【25】

近年、大規模化・多発化する自然災害に備え、*地区防災計画策定支援等の自主防災組織への活動支援や一斉避難訓練の実施等により、市民の防災知識の普及や防災意識の高揚に努め、地域防災力の向上を図るとともに、誰もが防災情報を確実に受け取れる方法を確立します。

① 安全・安心な防災体制の整備

	現状と課題	事業実施方針
ア	地震や洪水等により危険が切迫した状況において、市民等の生命の安全を確保するため避難所を設定していますが、建物の耐震性が不十分であったり、立地場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当する避難所があり、代替施設の選定が必要です。	安全な避難所の代替施設の選定を進めるとともに、近隣区と連携した柔軟な避難所開設、垂直避難及び近隣住宅への避難等、地域の実状に応じた避難方法の検討・共有を進めます。
イ	災害発生時への備えとして、防災センター等の市が保有する防災倉庫に分散させて防災物資や防災資機材等の備蓄を行っています。また、頻発する自然災害に加え、感染症対策等多様化するニーズに対応できるよう備蓄品をより充実させる必要があります。	備蓄品の保管・管理については、特に食品等で明確な使用期限のあるものは、期限の管理や更新を計画的に行うとともに、劣化等により使用不能品がないか定期的に確認する等、備蓄状況の詳細把握を行います。また、感染症対策物品をはじめ、乳幼児等の災害時要配慮者や食物アレルギーにも配慮した食糧等の備蓄物資の確保に努めます。
ウ	災害情報は、ケーブルテレビでの音声告知放送により発信していますが、未加入世帯や聴覚に障害のある人への伝達手段を検討する必要があります。また、在住外国人に向けた災害情報伝達方法として、あさご安全安心ネットの一部を多言語化していますが、その周知が十分できていない等、在住外国人への支援が不十分となっています。	障害のある人や在住外国人等の災害情報が伝わりにくい人に対する災害時の情報伝達を確立するとともに、災害時における地域での声かけ等、地域防災体制の強化を図ります。 （施策間連携【17】【21】）
エ	農家の高齢化や離農により、ため池の管理不足や老朽化の進行が危惧されます。	ため池ハザードマップの作成や周知を図るとともに、ため池施設に不備があれば地元と調整のうえで改修補強又は廃止の検討を進めます。
オ	地震や土砂災害等による危険から住宅を守るための支援が求められています。	居住する者の生命、身体及び財産を災害から保護するため、朝来市住宅土砂災害対策支援事業や住宅耐震関連の補助事業を継続して行います。



② みんなで取り組む地域防災力の強化

	現状と課題	事業実施方針
ア	一斉避難訓練の実施や防災講演会への参加等により市民の防災意識の高揚が図られていますが、地域により防災意識に対する差があり、訓練内容についても形骸化が見られます。	防災士等による区等への助言等を適切に行うことにより、地域間における防災意識の格差を是正し、地域防災力の向上を図ります。また、地域行事や学校等と連携して地域防災訓練を実施する等、多様な世代が参加しやすくなるような工夫を行います。
イ	各自治会等で組織する自主防災組織により地域防災活動が取り組まれています。また、区長や防災委員へ地区防災計画策定の必要性について周知をしていますが、未策定の自治会が多い状況です。さらに、高齢化が進んだ自治会における地域防災力の維持が課題となっています。	地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動支援を継続して実施します。また、地区防災計画は、地域の多様な人が参画し対話しながら策定されるよう支援し、対話を通じて地域防災意識の向上を図ります。

③ 地域の安全・安心を守る消防体制の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	火災発生時等の迅速な対応を図るため、消防団員の確保に努めていますが、年々確保が難しい状況となっており、消防団員の確保が喫緊の課題となっています。	消防団員の確保のため、消防団の活動を市民に周知するとともに、入団しやすく、活動しやすい消防団活動となるよう環境づくりを推進します。
イ	消防車両・消防施設の計画的更新や消防水利の整備等を行っています。また、合同訓練等を通じて、消防団と南但消防本部との連携を図っています。	計画的に消防車両や消防水利等の消防施設を整備するとともに、消防団と南但消防本部が連携した訓練の充実等により、消防力の維持・強化を図ります。

市民等との役割分担

- 市民は、市や地域の防災に関する取組への主体的な参加と協力が望まれます。
- 自主防災組織は、地域防災力向上に向けた取組を実施するとともに、消防団と連携して消防活動を展開することが大切です。
- 事業者は、災害時における応援についての理解・協力が望まれます。
- 市民は、消防団活動への積極的な参加が望まれます。
- 事業者は、消防団活動への理解・協力が望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	防災・減災対策等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	34.0%	31.6%	35.2%	市民意識調査
②	一斉避難訓練への市民参加率	31.2%	—	32.8%	防災安全課調査
③	消防体制が充実していると感じる市民の割合	50.6%	48.2%	56.9%	市民意識調査



暮らしを守る 防犯・交通安全の推進

施策コード【26】

市民が安心して暮らせるよう、地域、事業者及び関係団体等と一体となり、地域ぐるみで防犯・交通安全への取組を推進します。

① 地域と一体となった防犯活動の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	地域自治協議会や朝来防犯協会等による防犯活動が進められていますが、市内においては窃盗による犯罪が最も多い状況にあるとともに、兵庫県内においては子どもに対する声かけ事案の発生件数が高止まりしている状況です。また、人口減少や高齢化等により空き家等の増加による治安の悪化が懸念されています。	自治会や地域自治協議会等と連携し、窃盗等の犯罪防止に向けた活動や子どもの見守り活動等、地域での防犯活動を引き続き実施することで、安全安心なまちづくりを推進します。また、朝来防犯協会や南但馬警察署と連携し、空き家を放置することによる犯罪発生の抑止に努めます。
イ	消費者からの相談に対して消費者生活相談員を配置しているほか、但馬地域の各市町と共同で「たじま消費者ホットライン」を開設しています。	消費者被害、振り込め詐欺被害及びネット犯罪被害等を未然に防止するため、ケーブルテレビ等を通じた啓発活動を実施します。

② 子どもから大人まで一緒に取り組む交通安全の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市交通安全協会や地域自治協議会等による交通安全啓発のほか、老人クラブや学校園等を中心に交通安全教室を開催していますが、老人クラブの減少により、交通安全教室の開催回数が減少しています。	老人クラブや学校園等による交通安全教室に加え、地域自治協議会や市内で開催される各種イベントと連携した交通安全の普及啓発活動を展開します。
イ	高齢運転者による交通事故が増加しており、高齢者の交通事故防止対策や運転免許証自主返納に向けた対応が求められています。	高齢運転者による交通事故防止のため、運転に不安を感じるようになった高齢者に対し、運転免許証自主返納制度について周知するとともに、高齢者等優待乗車カード「あこか」の普及啓発・購入促進やバスの乗り方教室等を実施し、公共交通の利用促進を進めます。 (施策間連携【30】)

市民等との役割分担

- 市民は、消費者被害等に遭わないための情報や知識の習得が望まれます。
- 市民は、交通ルールや交通マナーを守り、交通安全に努めることが望まれます。
- 朝来防犯協会、朝来市交通安全協会、自治会及び地域自治協議会は、連携して防犯活動や交通安全活動を展開することが必要です。
- 事業者は、自主的な防犯・交通安全活動を展開することが望まれます。



施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	刑法犯認知件数 (南但馬警察署管内・4年間平均)	184件 (H26～H29平均)	148件 (H29～R2平均)	148件以下 (R8～R11平均)	防災安全課調査
②	市内における交通事故発生件数 (年間)	60件	60件	60件以下	総合政策課調査



生活基盤の持続可能な維持管理・確保

施策コード【27】

市民の暮らしを支える生活基盤を未来につなげるため、地域とともに助け合いながら持続可能な維持管理を推進します。

① 暮らしとともにある生活道路の確保

	現状と課題	事業実施方針
ア	市道は、広域道路網に連結された生活道路であり、市民の日常生活に密接に関わっています。安全で安心して利用できる生活道路を確保するため、持続的な維持管理が求められています。	快適で安心な市民生活を支えるため、生活道路や通学路の安全確保に向けて地域と連携しながら、計画的・効率的な維持管理を行います。
イ	橋りょうについては、道路の重要な施設であり、老朽化に伴う修繕や更新を計画的に実施する必要があります。	橋りょうの持続可能な維持管理に向けて、定期点検を実施し、結果に基づいた補修を計画的に行います。
ウ	道路交通の安全と安心を確保するため、路面舗装や交通安全施設等の持続的な維持管理が求められています。	舗装路面状況調査や交通安全施設等の点検を実施し、舗装や防護柵・道路反射鏡等の劣化状況を把握することにより、効率的な維持管理を行います。

② 安全で快適な市営住宅等の維持管理

	現状と課題	事業実施方針
ア	市営住宅については、朝来市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理・運営を行っていますが、老朽化等の課題があります。	点在する老朽化した市営住宅について、適正な住宅戸数を確保するとともに、効率的かつ合理的に住宅の再編や長寿命化を図るため、朝来市公営住宅等長寿命化計画の見直しを行います。
イ	高齢者や一人親世帯等に加え、在住外国人等の多様な世帯構成が増加していることから、世帯規模に応じた住戸の提供が求められています。	安全で安心して暮らせる住宅を提供するとともに、多様な世帯構成に柔軟に対応できる複数タイプの住戸を提供できるよう市営住宅改修等の住宅整備を推進します。
ウ	定住促進住宅については、市外からの転入者、新婚・子育て世代及び新規就農者等に対し、より良い居住環境の提供が求められています。	安全で安心して快適に暮らせる居住環境を提供するため、適切な定住促進住宅の維持管理・整備を継続して行います。 (施策間連携【15】)



市民等との役割分担

- 市民は、安全・安心して生活道路を利用できるよう、道路に関する情報提供をはじめ、清掃、草刈り及び除雪等の維持管理活動への協力が望まれます。
- 転入者等は、居住先の選択肢として、定住促進住宅を活用することが望まれます。
- 入居者は、安全・安心な生活環境を維持するため、入居する住宅の環境美化への協力が必要です。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	早期に修繕措置が必要な橋りょう数	71橋	38橋	25橋	朝来市道路橋長寿命化修繕計画
②	市営住宅改善・修繕戸数(累計)	37戸	108戸	216戸	都市開発課調査
	定住促進住宅入居率	30.0%	70.0%	75.0%	都市開発課調査



暮らしを支える上下水道の維持管理・運営

施策コード【28】

市民生活に欠かせない安全・安心でおいしい水を供給するための水道事業と、文化的かつ衛生的な住み良い生活環境を保持するための下水道事業を、将来にわたり継続できるよう施設の維持管理と安定した経営を行います。

① 持続可能な水道事業の運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	水道施設には、昭和 40 年代に整備した施設もあり老朽化が進んでいることから、今後、修繕や更新の費用が増加することが予測されます。	水道施設については、施設の * <u>ダウンサイジング</u> や * <u>スペックダウン</u> を行うとともに、効率的な施設更新を行います。
イ	給水人口の減少や節水型機器の普及により水需要が減少傾向にあるため、より一層の経営の健全化が必要です。	朝来市水道事業経営戦略に基づき、投資と財源の均衡を図り、持続可能な経営に向けて、工事コストの縮減等の取組による経費削減や水道料金の在り方を検討します。

② 持続可能な下水道事業の運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	下水道施設には、昭和 50 年代に整備した施設もあり老朽化が進んでいることから、今後、修繕や更新の費用が増加することが予測されます。	下水道施設については、施設の <u>ダウンサイジング</u> や <u>スペックダウン</u> を行うとともに、効率的な施設更新を行います。
イ	水需要の減少に伴い、下水道使用料収入が減少傾向にあるため、より一層の経営の健全化が必要です。	朝来市下水道事業経営戦略に基づき、投資と財源の均衡を図り、持続可能な経営に向けて、工事コストの縮減等の取組による経費削減や下水道使用料の在り方を検討します。

市民等との役割分担

- 市民や事業者は、水を大切に使うことや水環境の保全に関心を持つことが望まれます。
- 市民や事業者は、下水道の使用にあたり異物を流さない等、適正に使用することが望まれます。



施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	経常収支比率(水道事業) ((経常収益 / 経常費用) ×100)	112.0%	109.5%	110.0%	上下水道課調査
②	経常収支比率(下水道事業) ((経常収益 / 経常費用) ×100)	—	120.9%	110.0%	上下水道課調査



地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進

施策コード【29】

持続可能な社会を構築するため、地球に優しいエネルギー使用とごみの減量化や資源循環の推進を図ります。

① みんなで取り組むごみの減量と再資源化

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市におけるごみの1人1日当たりの排出量は全国に比べるとやや多い状況であり、引き続き、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）の3Rに資する取組を進めることが必要です。	広報紙・ホームページ等の活用や環境に関するイベント等を通じて、ごみの発生抑制、再使用及び再資源化に関する啓発活動を行う等、3Rに関する取組を推進します。また、ごみの減量化や再資源化を図っていくため、南但広域行政事務組合や養父市との連携に努めるとともに、朝来市一般廃棄物最終処分場の長寿命化を図ります。
イ	地域における資源回収は、PTAの会員数の減少等により実施が困難な地域があります。	地域における資源回収は、自治会やPTA等、地域内の様々な主体が協働して実施されるよう促すとともに、集団回収に対する助成を継続して実施します。
ウ	高齢者の一人暮らし世帯が増加し、重量のあるごみ出しに困難が生じています。	ごみ出しが困難な高齢者等に配慮したごみの排出支援について、南但広域行政事務組合や養父市と連携し、自治会等の地域で支え合う仕組みづくりを支援します。
エ	SDGsのターゲットの一つとして、食品ロスを半減させることが定められています。	広報紙やホームページ等を通じてもったいないを意識した食材調達や食べ残しをしないこと等に資する「*3010運動」等に関する情報を発信し、食品ロスの解消を図ります。また、学校の授業や給食等を活用し、児童生徒等に対し食品ロスに対する意識啓発を図ります。（施策間連携【2】）

② 快適な生活環境の保全と維持

	現状と課題	事業実施方針
ア	清掃活動をととして美しいまちづくりに向けた意識を高めることを目的に、毎年、地域住民が参加する「*クリーン但馬10万人大作戦」を実施する等、快適な生活環境の保全と維持を行っています。また、廃プラスチック製品等を含む散乱ごみの陸域から海域への流出（海洋プラスチックごみ）は、海洋汚染を引き起こし、生態系を壊してしまう原因となるため、世界で対策が進められています。	「クリーン但馬10万人大作戦」への参加促進等により、住民自らが地域の景観と環境美化を守る意識の向上を図ります。また、広報紙やホームページ等を通じて市民や事業者等への不法投棄の防止に向けた意識啓発を推進するとともに、関係機関と連携しながら監視やパトロールを実施し、環境美化の保全や海洋プラスチックごみの発生抑制を図ります。



イ	水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の公害に関する苦情が寄せられています。	公害対策として水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等に対する相談を受け付け、発生源者に対し、改善に向けた指導や助言を行います。また、広報紙やホームページ等を通じて公害関係法令の遵守について周知し、生活環境保全に向けた市民等の意識を高めます。
---	------------------------------------	--

③ 新エネルギー等による脱炭素社会の実現

	現状と課題	事業実施方針
ア	地球温暖化をはじめとする地球環境問題が深刻化しており、地球温暖化に対応する脱炭素社会の実現に向けて、世界全体で取組が進められています。	木質バイオマス、太陽光及び小水力発電等の新エネルギー利用による温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの普及を推進します。また、省エネルギーを促進するため、普段の暮らしの中での身近な取組を啓発するほか、住宅や建物における省エネルギー性能を高める改修や省エネルギー型の製品に関する情報提供を推進します。（施策間連携【10】）

市民等との役割分担

- 市民は、各家庭でのごみの減量と分別に努めることが望めます。
- PTA、自治会及び地域自治協議会等は、地域内の様々な主体と協働しながら、資源回収を実施することが大切です。
- 事業者は、公害関係法令を遵守するとともに、事業系一般廃棄物の排出を抑制することが求められます。
- 市民は、電気をこまめに消す等、省エネルギーに取り組むことが望めます。
- 市民は、自宅の新築や改修等を実施する際には、断熱や採光等の省エネルギーに配慮するとともに、太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーを利用することが望めます。
- 市民や事業者は、マイカーの更新等の際には、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）等の車両購入が望めます。
- 市民や事業者は、家電製品の買い替えの際には、省エネルギー性能の高い環境にやさしい製品を購入することが望めます。
- 市民や事業者は、*COOL CHOICE等の環境にやさしいライフスタイルの実践が望めます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	1人1日当たりごみ排出量（家庭系ごみ）	558g	567g	567g	市民課調査
	リサイクル率	26.5%	26.6%	27.9%	市民課調査
②	道路や公園にごみが目立つと感じる市民の割合	17.8%	18.4%	14.4%	市民意識調査
③	省エネ等の環境にやさしいまちづくりが進められていると感じる市民の割合	15.5%	12.5%	16.5%	市民意識調査



暮らしを豊かにする 公共交通の確保

施策コード【30】

市民、交通事業者及び行政が連携・協力しながら、暮らしを支えるより良い市内交通の充実に努めるとともに、関係団体と連携しながら広域交通の利便性向上を促進し、市民生活にとって必要不可欠な移動手段である地域公共交通の維持確保を図ります。

① 暮らしに密着した市内交通の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	令和2年3月に朝来市地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な地域公共交通の確保に努めていますが、人口減少やマイカー利用の定着・増大により、バス利用者は減少傾向であり、高齢化が進む中でも高齢者の運転免許証返納者は少ない状況です。	高齢者等優待乗車カード「あこか」の普及啓発の強化を図るほか、地域でのバスの乗り方教室等の機会を設けるとともに、幼少期からバス利用についての理解を深める取組や高校生等の若者世代に対する啓発等によるバスの利用促進を図り、便利で効率的な運行や路線維持につなげます。また、バスの待ち時間や乗換えの負担を軽減させるため、バス待ち環境の改善に向けた取組を進めます。(施策間連携【26】)
イ	地域の実情に応じた新たな移動手段の導入が必要となっています。	* <u>自家用有償旅客運送</u> や* <u>乗り合いタクシー</u> 等、新たな移動手段の導入を検討します。
ウ	バス事業者の運転手や整備士等の人材不足が課題になっています。	朝来市地域公共交通会議において課題共有を図り、バス事業者への必要な支援を継続して行います。また、広報紙や SNS 等を活用した運転手の担い手確保に向けた取組等をバス事業者等と連携しながら進めます。

② 広域交通の利便性向上と利用の促進

	現状と課題	事業実施方針
ア	鉄道については、利用者数の減少が続いており、市民の利用促進に向けた広報啓発に加え、市外からの流入利用を促進するため、観光施策と連携した取組が必要となっています。また、市内の一部駅舎に IC 専用自動改札機が導入され、利便性が向上しています。	鉄道については、沿線自治体と協力しながら沿線活性化及び利用促進を図るとともに、兵庫県や交通事業者に対して利便性向上につながる要望を行います。また、市民の鉄道利用促進に向けて、団体利用者への助成や、IC 専用自動改札機導入により利便性が向上されたこと等を周知します。さらに、観光客の鉄道利便性向上のため、駅からの二次交通について検討する等、観光利用促進に向けた取組を推進します。(施策間連携【8】)



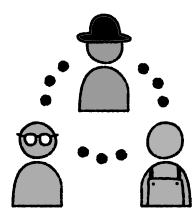
イ	但馬空港については、北近畿豊岡自動車道の延伸により、市内からのアクセスが向上したものの、市民の利用は少ない状況です。小学生を対象とした助成制度等により利用促進を図っていますが、事業者等に向けた利用促進の取組も必要です。	但馬空港については、小学生無料券の配布や修学旅行等での団体利用を促進するとともに、市民・事業者等へ利用助成制度等を周知し、利用促進を図ります。また、但馬空港の利便性向上に向けて、但馬空港利用促進協議会と連携しながら東京直行便の実現に向けた取組を行います。
ウ	但馬地域内の路線バスや高速バス等については、広域的な観点から支えていく取組が必要なため、令和2年度に但馬地域公共交通活性化協議会が設立されました。	但馬地域における広域的な観点から、関係自治体や交通事業者等と連携し、但馬地域内の路線バスや高速バス等、公共交通の効率化や利便性の向上を図ります。

市民等との役割分担

- 市民は、地域公共交通が自分たちの生活に必要な移動手段であることを認識し、地域みんなで支え合いながら利用を促進していくことが望めます。
- 市民や事業者は、通勤や出張等の際には積極的に公共交通機関を利用し、地域公共交通の維持に協力することが望めます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値(R11)	出 典
①	路線バスやアコバスの乗車人数(年間)	204,502人	228,212人	228,000人	総合政策課調査
②	鉄道乗車人員(年間)	523,410人	496,035人	496,000人	総合政策課調査
	但馬空港搭乗者数	1,383人	660人	860人	総合政策課調査



対話による 開かれた広聴の充実

施策コード【31】

市民や団体との対話の場を広く設け、市政等の情報共有を行い、市民ニーズを各施策に反映することで開かれた行政運営を図ります。

① 市民と行政の対話の場の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民と行政のコミュニケーションの場は、市民等への一方的な説明や質問という構図ではなく、対話をととして相互理解を深めながら、市政に対する市民の意向を把握することが求められています。	市の施策を説明し、市民の意見を把握するフォーラムのほか、少人数やオンラインの活用に加え市民と共同で開催する等、多様な対話の場をつくり、市民と行政のコミュニケーションの充実を図ります。

② 市民の意見を反映する機会の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	「まちづくりフォーラム」、「ふれあい市長室」及び「あさご未来会議」の開催や*パブリックコメント等により市民の意向を把握し、市政への反映に努めていますが、参加者が一部の市民に限定されています。	「まちづくりフォーラム」、「ふれあい市長室」及び「あさご未来会議」を継続して開催するほか、アンケートを含め多様な広聴機会の充実を図り、市民の意見を行政運営に反映します。

③ 市民に開かれた情報公開の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市情報公開条例に基づき、適正な情報公開を実施し、市政の透明性の確保に努める必要があります。	市政の透明性と市民との信頼関係を確保するため、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら積極的な情報公開を推進します。
イ	会議の公開を含め政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上に努め、積極的な情報公開が求められています。	政策形成における経過や内容等、市政に関する情報を積極的に公表し、市民と情報を共有することで、政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政への参画を促進します。
ウ	*オープンデータの推進について、今後、市民の誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開していく取組が必要です。	個人情報の取り扱いに十分配慮したうえでオープンデータを推進し、企業活動の効率化や地域課題の解決に貢献できる情報公開を進めます。

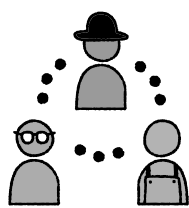


市民等との役割分担

- 市民は、広聴事業に積極的に参加し、意見や提言等を通じ市政に参画するとともに、市民の知る権利を理解し積極的に情報を受け取るよう努めることが望まれます。
- 各種団体は、広聴事業に積極的に参加し、意見や提言等を通じ市政に参画することが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	市民と行政の対話の場への参加者数	656人	271人	650人	秘書広報課調査
②	市民の意見が、市政に反映されていると感じる市民の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査
③	市の情報公開により市政の透明性が図られていると感じる市民の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査



伝えたいところに届く 戦略的な情報発信の推進

施策コード【32】

参画と協働のまちづくりを進めるため、誰もが市政情報を得て暮らしや地域活動に活かすことができるよう、多様な媒体等による情報発信を推進します。

① 市民生活に寄り添った情報発信の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	市民と行政とのコミュニケーションを向上させるため、誰にとっても分かりやすい市政情報の広報に努める必要があります。	市民に分かりやすい市政情報の広報を行うため、広報紙、各種刊行物及びホームページ等では見やすい構成や分かりやすい内容での情報提供を進めます。
イ	市政情報や地域情報を広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ自主放送、データ放送、音声告知放送及びSNS等で提供していますが、市民にとっては、必要とする情報を効率的に得られにくい状況にあります。	市民が、得たい市政情報や地域情報を効率的に得られるよう、多様な情報媒体を活用しながら、動画配信の検討も含め、内容の充実を図るとともに、情報発信力の強化に努めます。

② ターゲット層に届く情報発信の充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	施策ごとに様々な情報媒体を活用して情報発信を行っていますが、届けたい人に届きにくい状況にあります。	施策に応じたターゲット層に合う情報媒体を活用し、届けたい人に届くよう積極的な情報発信を推進します。
イ	現在の市からの情報発信は、お知らせ情報を中心とした情報発信であり、情報を受け取った市民の事業等への参加・参画等のアクションにつながりにくい状況にあります。	イベント開催等のお知らせ情報だけでなく事業実施のプロセス等を現在進行形で情報発信するほか、市民自らがまちの動きを朝来市ポータルサイト「あさぶら」やSNS等を活用して情報発信する等、戦略的な情報発信により市民の主体的なアクションにつなげます。

③ ケーブルテレビの充実

	現状と課題	事業実施方針
ア	伝送路の*光ファイバー化整備が完了しており、テレビ放送サービスの安定供給やインターネットの超高速・大容量化に対応しています。	テレビ・FM放送サービスの安定供給やインターネット・自主放送番組・音声告知放送サービスによる情報提供等を推進するため、受信点設備、伝送路設備及びセンター設備等の維持管理を行います。
イ	ケーブルテレビ自主放送による情報発信の充実を図るため、関係部署と連携した番組制作に取り組んでいます。	自主放送や音声告知放送によって、教育・福祉・産業・観光等の情報に加え、地域の活性化や若者の定住促進につながる情報発信等、放送内容の充実を図ります。

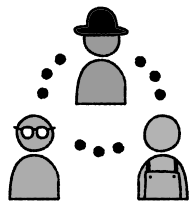


市民等との役割分担

- 市民は、市民一人一人が主体的にまちの魅力等を発信することが望まれます。
- 地域は、地域における行事や活動を積極的に提供するとともに、地域の魅力を積極的に市内外へ発信していくことが大切です。
- 事業者は、広報紙やホームページ等を広告媒体として活用することが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①～②	市の情報発信が分かりやすく、充実していると感じる市民の割合	—	—	R3対比 4.0%増	市民意識調査
③	ケーブルテレビ新規加入件数（休止の再加入件数を含む）	—	—	300件	ケーブルテレビセンター調査



効果的かつ効率的な 行財政運営の推進

施策コード【33】

第3次総合計画に掲げる将来像を効果的かつ効率的に実現していくため、第3次総合計画を基軸とした予算編成、行政評価及び行財政改革等を実施し、持続可能で健全な行財政運営を推進します。

① 健全な財政運営

	現状と課題	事業実施方針
ア	現在の財政運営は、限られた財源を有効に活用しながら、* <u>経常経費</u> の削減や繰上償還による公債費の将来負担の抑制に努めてきたこと等により、* <u>財政健全化判断比率</u> は良好な状況で推移しています。しかし、今後においては、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化による維持管理等に要する経費の増加等により、経常収支比率の上昇が見込まれ、いわゆる財政の硬直化の進行が懸念されます。	財政健全化に向けた取組を強化する中においても、市民ニーズをとらえながら、実効性のある財政計画のもと、計画的、効果的及び効率的な財政運営を図ります。
イ	人口減少や少子高齢化の進行による市税収入や普通交付税の減収が見込まれるため、市税等の収納対策の強化等、自主財源の確保が必要となります。	市税等の収納率の向上、受益者負担の適正化、未利用財産の売却・貸付及びふるさと寄附金事業の推進等による自主財源の確保や国・県の補助事業の積極的活用等により、財源確保と安定した財政基盤の強化に取り組めます。
ウ	朝来市の財政状況については、広報紙やホームページを活用しながら公表していますが、市民へ伝わるよう分かりやすく広報することが必要です。	歳出削減等を進めて財政健全化を図るためには、市民の理解が必要となるため、朝来市の財政状況については、各種情報媒体を活用しながら、正確かつ分かりやすく公表します。

② 行政マネジメントの推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	行政評価や行財政改革等により、事業の有効性や効率性等を検証し、点検・見直しを行いながら、行政評価結果等を予算編成に反映させる行政マネジメントを進めています。	行政評価や行財政改革等を通じて、限られた行政資源（人・モノ・財源・情報・時間）をより効果的かつ効率的に活用できる行政マネジメントシステムを構築し運用します。



③ 将来を見据えた公共施設の再配置

	現状と課題	事業実施方針
ア	公共施設の多くが建築後30年以上を経過しており、施設の老朽化や耐震化への対応から大規模改修や建替えが必要となる時期を迎えています。また、人口減少や人口構造の変化により、公共施設に対する市民ニーズも変化しています。このような状況の中、将来を見据えた公共施設の再配置が必要となります。	公共施設を取り巻く状況の変化に対応していくため、公共施設再配置計画に基づき、市民理解を得ながら公共施設の再配置に取り組みます。

④ ICTを活用したスマート自治体への転換

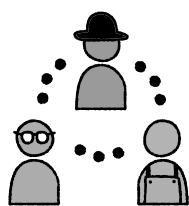
	現状と課題	事業実施方針
ア	生産年齢人口の減少による労働力の供給制約や近年の技術発展の加速化により、ICTを活用して行政サービスを効率的に提供する* <u>スマート自治体</u> への転換が求められています。	業務システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化等を通じて* <u>自治体DX</u> の取組を進め、行政サービスの向上や業務の効率化を図ります。

市民等との役割分担

- 市民、地域及び事業者は、市の財政に関心を持ち、財政状況を理解したうえで、朝来市の行財政運営に協力していくことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①～④	* <u>経常収支比率</u>	88.8%	89.9%	90.0%未満	財務課調査
	* <u>実質公債費比率</u>	10.0%	10.8%	18.0%未満	財務課調査
	* <u>将来負担比率</u>	33.8%	—	350.0%未満	財務課調査



市民とともにある職員の育成・組織力の強化

施策コード【34】

高い倫理観と使命感を持って積極的に地域活動に参加し、市民とともに課題解決に向け尽力する職員を育成するとともに、社会情勢の変化や多様な市民ニーズに対応できる組織力の強化を推進します。

① 社会情勢の変化に対応できる組織体制の構築

	現状と課題	事業実施方針
ア	平成 17 年 4 月 1 日の合併時に 453 人（消防職員 49 人を除く。消防職員を含めた総数は 502 人）であった職員数は、消防の広域化や適切な採用・退職管理等、定員適正化を計画的に進め、令和 3 年 4 月 1 日現在では 334 人となっています。	朝来市定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施します。
イ	地方分権による国・県からの権限移譲が進む中、市の業務の専門性が高まっているため、専門的な資格や知識を持った職員が必要となっています。	職員採用に当たっては、専門的な資格や知識を持った人材等も含め、多様な人材の確保を図ります。
ウ	人口減少や少子高齢化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により働き方や生活様式に新たな価値観が生まれ、従来の行政運営にも変化が求められています。	テレワークや男性の育児休業等、ワークライフバランスのとれた職場環境づくりを推進し、職員のやる気と個人の能力を最大限に引き出します。
エ	限られた職員で社会情勢の変化や市民の多様なニーズに柔軟かつ的確に対応するため、今後も一層、効率的・機動的な組織体制を構築する必要があります。	自治体の規模や職員数等に見合った組織再編を進めるとともに、刻一刻と変化する社会情勢や多様な市民ニーズに適時的確に対応できるよう、組織横断的なプロジェクトチームの設置も含め、効率的・機動的な組織体制を構築します。

② 市民に信頼される職員の育成

	現状と課題	事業実施方針
ア	朝来市人材育成基本方針に基づき、人事評価や職員研修等を実施し、職員の * <u>コンプライアンス</u> 意識の向上や意欲の醸成に努めています。	職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、市民に寄り添い行政課題に積極的に取り組む意欲を醸成するため、階層別研修や人事評価と連携した研修等、より効果の高い研修を実施します。また、業務を通じて実践的に職務遂行能力を高める職場内研修を全庁的に定着させ、活性化するよう推進するとともに、専門性の高い業務が適切に執行できるよう、職場外研修を活用し職員の専門的知識の向上を図ります。



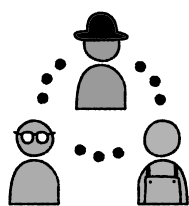
イ	メンタルヘルス不調を訴える職員が増加傾向にあり、ストレスチェック等による早期発見はもとより、メンタルヘルス改善に向けた対策の充実が求められています。	ストレスチェックの実施により職員のメンタルヘルス不調の早期発見を進めるとともに、不調の原因を解消するため医師による面接指導や相談体制の充実を図ります。
ウ	朝来市自治基本条例第 9 条第 2 項に、「職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。」と定めています。	自治会や地域自治協議会等に積極的に参画し、市民と一体となって地域活動に取り組む職員の育成・強化を図ります。

市民等との役割分担

- 市民は、自治会や地域自治協議会等の活動に積極的に参加し、職員とともに地域活動や地域課題の解決に協力していくことが望まれます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	職員数	324 人	334 人	320 人 (R7 年度)	総務課調査
	テレワーク実施率	—	4.3%	10.0%	総務課調査
	男性職員の育児休業取得率	0.0%	20.0%	30.0%	総務課調査
②	信頼している市職員がいる市民の割合	—	—	R3 対比 4.0% 増	市民意識調査



広域行政組織等団体との連携の推進

施策コード【35】

現行の事務の共同処理や広域連携を維持するとともに、自治体、大学及び事業者等、様々な主体との連携により、効果的・効率的な事業推進を図ります。

① 事務の共同処理の実施

	現状と課題	事業実施方針
ア	但馬広域行政事務組合や南但広域行政事務組合等、関係する市町で一部事務組合等を組織し、広域計画、病院、ごみ処理、電算及び消防等の事務を共同で行っています。	現行の関係市町と連携した共同事務については、継続して取り組みます。
イ	共同処理することにより、効率的に行政サービスを提供できる事務については、共同化を図っていく必要があります。	朝来市単独で実施している事務事業において効率化が見込まれるものについては、関係市町との十分な協議・調整を行い、共同化を図ります。

② 強みを活かす広域連携による地域活性化

	現状と課題	事業実施方針
ア	豊岡市を中心とした但馬定住自立圏に関する協定を締結し、但馬地域の共通する課題解決に向けた取組を進めています。	但馬定住自立圏に関する協定に基づく連携を推進します。
イ	共通するテーマや地域課題に基づき、関係する自治体、事業者及び団体等により組織する協議会等へ参画し、広域連携による交流人口の増加や地域活性化等、地域振興の取組を推進しています。	地域振興に向けて、共通するテーマを有する自治体等との効果的な事業展開に加え、相互にメリットがある事業者や団体等との連携を図ります。
ウ	異なる行政圏域でありながら隣接する福知山市・丹波市と連携し、3市の共通する地域課題の解決に向け、3市連携推進連絡会議を組織し、分野ごとの取組を進めています。	3市連携により、共通する地域課題の解決を図るとともに、経済や文化面等における新たな地域間交流を推進します。

③ 専門性を活かす大学連携の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	神戸大学、福知山公立大学及び関西学院大学等、大学の専門性を地域振興に活かすための専門的・包括的な連携協定を締結し、様々な事業を展開しています。	大学が持つ人材等の資源を地域振興に活かしていくため、現行の大学連携を維持し、地域課題の解決に向け活用していくとともに、新たな連携についても推進します。



イ	令和3年4月に開学した芸術文化観光専門職大学と地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。	朝来市の地域課題の解決に向けて、芸術文化観光専門職大学と連携します。
---	--	------------------------------------

④ 災害時における応援連携の推進

	現状と課題	事業実施方針
ア	兵庫県や県内市町はもとより、宮城県角田市・山元町等の全国の自治体間で災害時相互応援協定を締結しています。	関係自治体相互の災害時支援活動等の応援体制を構築・強化します。

市民等との役割分担

- 市民は、関係自治体等との交流活動に積極的に参加することが望めます。
- 地域自治協議会や市民活動団体等は、市域や地域をまたぐ多様な連携・交流活動に積極的に参画することが望めます。
- 事業者は、経済活動等をはじめとした、多様な連携・交流活動に参画することが望めます。

施策指標

指 標		H29	現状値	目標値 (R11)	出 典
①	共同処理事務事業数	18事業	18事業	19事業	総合政策課調査
②～④	朝来市は多様な主体との連携が進んでいると感じる市民の割合	—	—	R3対比4.0%増	市民意識調査

3

朝来市各種計画

計画名		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
第2次朝来市総合計画		H26～R3													
第3次朝来市総合計画						R4～R11									
朝来市創生総合戦略		H27～R1		R2～R6											
1	「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む														
	1 シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実【1】														
	2 生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進【2】														
	朝来市教育振興基本計画		H27～R1		R2～R6			R7～R11							
	3 多様な学びを支える教育・学習環境の整備【3】														
	朝来市学校施設等長寿命化計画		R2～R41 ※5年毎に見直し												
	4 まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進【4】														
	朝来市スポーツ推進計画		H27～R1		R2～R6			R7～R11							
	5 多様性を尊重する人権文化の醸成【5】														
	朝来市男女共同参画プラン		H30～R4			R5～R9			R10～R14						
	6 豊かな心を育む芸術文化の振興【6】														
	2	人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する													
		1 内発的な経済循環と多様な働き方の創出【7】													
		朝来市経済成長戦略		H26～H30		R1～R5			R6～R10			R11～R15			
		2 まちの力になる観光の振興【8】													
		朝来市観光基本計画		H26～H30		R1～R5			R6～R10			R11～R15			
		3 時代に合わせた農畜産業の振興【9】													
		朝来市農業推進戦略プラン		R1～R5											
		朝来市農業振興地域整備計画		H26～H30		R1～R5			R6～R10			R11～R15			
		4 自然を守り活かす林業の振興【10】													
		朝来市森林整備計画		H27～R1		R2～R11									
		朝来市鳥獣被害防止計画		H29～R1		R2～R4			R5～R7		R8～R10		R11～R13		
		5 人の営みとともにある自然との共生【11】													
朝来市環境基本計画		H27～R1		R2～R6			R7～R11								
6 地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用【12】															
朝来市歴史文化基本構想		H28～期限なし													
生野鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画		H25～期限なし													
重要文化的景観生野鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画		H29～R8													
竹田城跡と城下町の保存活用方針		H25～期限なし													
史跡竹田城跡保存活用計画		H28～期限なし ※状況に合わせて改定													
史跡竹田城跡整備基本計画		H30～期限なし ※状況に合わせて改定													
史跡茶すり山古墳保存整備基本計画		H17～期限なし ※状況に合わせて改定													
池田古墳・城ノ山古墳保存管理及び活用計画		H26～期限なし ※状況に合わせて改定													
3		多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める													
	1 市民力を高める協働のまちづくりの推進【13】														
	2 多様な人がつながる地域コミュニティの充実【14】														
	3 まちの仲間になる移住定住の推進【15】														
	4 まちを応援する関係人口の創出【16】														
	5 未来につながる多文化共生の推進【17】														
	4	誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる													
1 一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現【18】															
朝来市地域福祉計画		H29～R3			R4～R8			R9～R13							
2 地域みんなで安心できる子育て環境の充実【19】															
朝来市子ども・子育て支援事業計画		H27～R1		R2～R6			R7～R11								
朝来市健康増進計画		H28～R7			R8～R17										
朝来市食育推進計画		H28～R2		R3～R7			R8～R12								
3 いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現【20】															
朝来市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画		H30～R2		R3～R5			R6～R8		R9～R11						
4 障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実【21】															
朝来市障害者計画		H30～R5			R6～R11										
朝来市障害福祉計画(朝来市障害児福祉計画含む)		H30～R2		R3～R5			R6～R8		R9～R11						
5 安心できる医療体制の充実【22】															
6 こころとからだが幸せになる健康づくりの推進【23】															
朝来市健康増進計画		H28～R7						R8～R17							
朝来市食育推進計画		H28～R2		R3～R7			R8～R12								
朝来市自殺対策計画		R1～R10											R11～R20		
朝来市国民健康保険特定健康診査等実施計画		H30～R5				R6～R11									
国民健康保険事業財政安定化計画		H25～R4													

計画名		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
5	市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する												
	1 自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進【24】												
	朝来市都市計画マスタープラン	H25～R4				R5～R12							
	朝来市立地適正化計画	H29～R14 ※状況に合わせて改定											
	朝来市景観計画	H25～期限なし ※状況に合わせて改定											
	朝来市農業振興地域整備計画	H26～H30		R1～R5			R6～R10			R11～R15			
	2 日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進【25】												
	朝来市地域防災計画	H19～期限なし ※状況に合わせて改定											
	朝来市国民保護計画	H30～期限なし ※状況に合わせて改定											
	朝来市国土強靱化地域計画					R2～R6							
	朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画	H27～期限なし ※状況に合わせて改定											
	朝来市業務継続計画	H30～期限なし ※状況に合わせて改定											
	朝来市受援計画						R4～期限なし ※状況に合わせて改定						
	朝来市耐震改修促進計画	H29～R8									R9～R16		
	朝来市災害廃棄物処理基本計画				R2～期限なし ※状況に合わせて改定								
	3 暮らしを守る防犯・交通安全の推進【26】												
	4 生活基盤の持続可能な維持管理・確保【27】												
	朝来市道路橋長寿命化修繕計画	H27～期限なし ※状況に合わせて改定											
	朝来市住宅マスタープラン	H24～R5				R6～R12							
	朝来市空き家等対策計画	H30～R4				R5～R9			R10～R14				
	朝来市公営住宅等長寿命化計画	H24～R5				R6～R12							
	5 暮らしを支える上下水道の維持管理・運営【28】												
朝来市水道事業経営戦略			R1～R10										
朝来市下水道事業経営戦略			R1～R10										
6 地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進【29】													
朝来市環境基本計画	H27～R1		R2～R6				R7～R11						
朝来市バイオマス活用推進計画	H24～R6												
朝来市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H30～R4				R5～R9				R10～R14				
7 暮らしを豊かにする公共交通の確保【30】													
朝来市地域公共交通網形成計画				R2～R6									
6 まちの動きや情報を戦略的につなぎ、効率的で健全な行財政運営を実現する													
1 対話による開かれた広聴の充実【31】													
2 伝えたいところに届く戦略的な情報発信の推進【32】													
3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進【33】													
新市まちづくり計画	H17～R7												
朝来市辺地総合整備計画	H29～R1		R2～R4		R5～R7			R8～R10					
朝来市過疎地域自立促進計画	H28～R2												
朝来市過疎地域持続的発展計画					R3～R7			R8～R12					
朝来市行財政改革大綱	H29～R3			R4～R8			R9～R13						
朝来市公共施設等総合管理計画	H28～R7								R8～R17				
朝来市公共施設再配置基本計画	H28～R7								R8～R17				
朝来市公共施設再配置計画					R3～R12								
4 市民とともにある職員の育成・組織力の強化【34】													
朝来市定員適正化計画	H26～R2		R3～R7				R8～R12						
朝来市組織編成方針	H20～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市人材育成基本方針	H20～期限なし ※状況に合わせて改定												
朝来市人材育成計画					R3～R7			R8～R12					
5 広域行政組織等団体との連携の推進【35】													
但馬定住自立圏共生ビジョン	H29～R3				R4～R8			R9～R13					

4 地域別計画

地域まちづくり計画は、市内11地域自治協議会において策定された計画で、それぞれの地域の将来の姿を描くとともに、地域住民が地域の課題を共有し、その解決に向けて地域住民が主体となって取り組むことをまとめたものです。

朝来市では、市民自治のまちづくりに向けた地域協働体制の確立を図るために、地域自治協議会が策定している地域まちづくり計画を地域別計画として位置付け、その実現に向けて、分野別の個別計画等の施策に可能な限り反映させ、地域特性に応じた取組を積極的に支援します。

資 料



用語解説

(あいうえお順)

あ	
ICT (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術。
RPA (業務自動化)	Robotics Process Automation (業務プロセスの自動化)の略。ロボットがコンピューター内で人間の行動をシミュレートしてビジネスプロセスを実行することを可能にする技術。
インキュベーション施設	創業間もない企業や起業家に対し、低賃料のスペース提供やマーケティング支援等の経営ノウハウを提供し、その成長を促進させることを目的とした施設。
AI (人工知能)	Artificial Intelligence (人工知能)の略。 コンピューターがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)・判断、最適化提案、課題定義・解決及び学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	Social Networking Service の略。利用者間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。例えば、LINE(ライン)、Twitter(ツイッター)、Instagram (インスタグラム)、Facebook (フェイスブック) 及び YouTube (ユーチューブ) 等。
LGBT	性的少数者を表す言葉の一つで、性的指向に関するレズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ (同性を恋愛や性愛の対象とする男性) 及びバイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人) 等の呼称と、性自認に関するトランスジェンダー (出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人) 等の呼称があり、それらの頭文字をとった言葉。
援農	農家ではない人が、農作業の手助けや、都市部の住民が短期間で摘果や収穫等の作業を補助する活動。
オープンデータ	行政や公的機関が保有する情報を、社会で効果的に利用できるよう機械判読に適した形式かつ二次利用が可能なルールで公開されたデータ。
か	
かかりつけ医	日頃からの体質、病歴及び健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイス等もしてくれる医師。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多用に関わる人々。
GIGA スクールサポーター	GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。ICT 教育の環境整備等について側面から技術的な支援をする者。
GAP	農業において、食品安全、環境保全及び労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
キャリア教育	子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。
行政マネジメント	計画の目標達成等に向けて、PDCA によるマネジメントサイクルにより、効果的かつ効率的な行政運営を行うこと。

クリーン但馬 10 万人大作戦	但馬地域において、地域住民がクリーンなまちづくりについて意識を高め、但馬を美しく住み心地の良い地域とするため、毎年統一した基準日を定め、住民が参加する環境美化活動。
COOL CHOICE	2030 年度に温室効果ガスの排出量を2013 年度比で26％削減するという目標の達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換えやサービスの利用・ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうとする取組。
グローバル	国際的・地球的・世界的。
経常経費	人件費、扶助費(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づいて支給する各種扶助の費用) 及び公債費等の義務的あるいは年々継続して支出することが決まっている経費。
経常収支比率	人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)の総額に占める割合。財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。 (経常経費充当一般財源／経常一般財源総額×100)
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人。
健幸	身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ安全安心で豊かな生活が送れること。
合計特殊出生率	一人の女性が出産可能とされる15 歳から49 歳までに産む子どもの数の平均。
コウノトリ育む農法	安全・安心なおいしい米と多様な生物を同時に育む農法。冬期たん水や深水管理等の生物を育む技術を導入し、体系づけたもの。
合理的配慮	障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更を行うこと。
子育て家庭ショートステイ	子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由によって、一時的に家庭における児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する事業。
子育て世代包括支援センター	妊娠、出産及び子育てに関する様々な相談に応じ、地域の関係機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策を連携しながら提供し、安心して妊娠、出産及び子育てができるよう妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行っている機関。
コンプライアンス	単に法令違反をしないということだけではなく、組織内の各種ルールを遵守し社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすること。
さ	
再生可能エネルギー	太陽光、風力及び地熱といった地球資源の一部等の自然界に常に存在するエネルギー。
財政健全化判断比率	地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において定める指標。

サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。
3010運動	宴会時の食べ残しを減らすキャンペーンのことで、宴会開始時に行う乾杯から30分間は席を立たずに料理を楽しみ、宴会のお開き10分前には自分の席に戻り、再度料理を楽しむことを呼びかけて、食品ロスを削減する取組。
自家用有償旅客運送	市やNPO 法人等が自家用車を用いて行う有償移動サービス。
事業継続計画（BCP）	企業が、自然災害、大火災及びテロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段等を取り決めておく計画。
事業継続力強化計画	中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度。認定を受けた中小企業は、税制措置、金融支援及び補助金の加点等の支援策が受けられる。
持続可能な開発目標（SDGs）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。持続可能な開発のための17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）からなる国連の開発目標。2015年9月の国連サミットで採択され、国連に加盟している193の国・地域が2030年を期限に目標の達成を目指す。
自治体DX	デジタル技術を活用して行政サービスを変革すること。
実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの（3カ年平均）。財政健全化の基準は25%以内。地方債を発行する際、知事の許可が必要となる基準は18%以上。
シビックプライド	まちへの誇り・愛着だけでなく、自分自身がまちを構成する一員であるという自負心。
社会関係資本（ソーシャルキャピタル）	人々の間にある信頼関係や、社会的ネットワークを含めての人間関係。
社会的包摂	社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方。
周産期医療センター	出産の前後を対象とした医療施設で、産科と新生児科の両方が組み合わされた施設。
周遊観光	複数の観光地を周遊しながら楽しむ旅行形態。
授業のユニバーサルデザイン化	通常学級の授業において、特別支援教育の視点を活かした指導・支援の工夫を図ることにより、可能な限りすべての子どもにとって、『分かる・できる』授業づくりの視点。
循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに循環的な利用（リサイクル等）を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
循環型農業	農産物の収穫くず等が家畜の餌となり、その家畜の糞で作られた堆肥で農産物が育つ等、地域内で有機資源を循環させながら行う農業。
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）等、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。財政健全化の基準は350%未満。
食品ロス	食べられるにも関わらず廃棄される食品。

ジョブサポ・あさご	朝来市へのUIJ ターンを希望する学生や既卒の方に対し、朝来市内を含めた近隣市町の企業への就職斡旋、職業相談及び企業情報提供を行う公的な機関。
新エネルギー	再生可能エネルギーの一部で、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）において「新エネルギー利用等」として規定された、太陽光発電、風力発電、バイオマス、小水力発電（1,000kw以下）、地熱発電及び太陽熱利用等のエネルギー。
スベックダウン	将来のサービス水準等の予測を踏まえ、更新後の施設・設備の性能（能力や耐用年数等）の合理化を図る手法。
スマート自治体	AI（人工知能）等を活用し、事務処理の自動化や業務の標準化等、行政サービスを効率的に提供する自治体。
スマート農業	ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性及び遺伝子の多様性から構成される。
た	
ダウンサイジング	人口減少等により将来の需要の減少が見込まれる中、将来的に必要な供給能力に見合う施設サイズに合わせていくために、抜本的な施設規模の適正化（施設・設備の廃止・統合）を図る手法。
脱炭素社会	温室効果ガスの排出がゼロである社会。
多文化共生社会	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。
多面的機能支払交付金	農業を継続することで得られる「めぐみ（水田等の保水機能による防災・減災、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の伝承等）」を支える活動や、地域資源（農地・水路・農道等）を守る活動に取り組む地域を支援する国の補助制度。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともににつくっていく社会。
地域協働	市民、自治会、NPO、各種団体及び民間事業者等、地域における多様な主体が協力・連携して役割を担い、市民に対する公共的なサービスやまちづくり事業を推進していく仕組み。
地域包括ケアシステム	医療・介護・福祉サービス等の様々な生活支援が、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域の体制。
地域包括支援センター	地域住民全ての心身の健康維持、生活の安定及び保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な支援等を包括的に担う地域の中核機関。
地域ミニデイ	地域の高齢者等を対象に地域の公民館等で、レクリエーション、会食会及び健康体操等の活動を行い、生きがいづくりや介護予防を行う取組。
地区防災計画	市内の一定の地域内にお住まいの方が、自分たちの地域の人命・財産を守るための助け合い（共助）について定めた自発的な防災活動に関する計画。

中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理を支援する国の補助制度。
DMO	Destination Management Organizationの略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりを多様な関係者と協同しながら戦略の策定、調整及び実践する法人。
適応指導教室	相当期間学校を欠席している児童生徒等の社会的自立と学校復帰の支援に資することを目的として、教育相談や学習活動の援助を行う学校外の施設。
テレワーク	「tele＝離れたところで」と「work＝働く」を合わせた言葉で、所属オフィスから離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも所属オフィス内で勤務しているような作業環境にある勤務形態。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」といった形態がある。
ドクターカー	救急専門医と看護師を乗せ、救急車とドッキングポイントや救急現場へ向かう専用の車。
ドクターヘリ	救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医や看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。
トライやる・ウィーク	中学2年生を対象として一週間学校を離れて、職場体験を行う事業。地域や自然の中で主体的に様々な体験をすることで、感謝の心を育み、自律性を高める等の「生きる力」を育成することがねらい。
な	
二次交通	拠点となる鉄道や駅やバス停から目的地までの交通。
認定こども園	幼稚園や保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や、地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。
農地中間管理機構	平成 26 年度に全都道府県に設置された農地の中間的受け皿となる組織で、農地の所有者と農業の担い手等の間に介在し、農地の貸し借りが円滑に進むように調整する公的機関。
農福連携	障害のある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
乗り合いタクシー	決まった路線・運賃・運行時刻で不特定の乗客を輸送する公共交通のうち、バスより小型（9人以下）の車両を利用する移動サービス。
は	
パブリックコメント	市の条例や計画を決める際に、その素案について、広く市民に公表し、市民から寄せられた意見等を案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方とその検討結果を公表する一連の手続き。
光ファイバー	電気信号を光に変えて情報を伝達するケーブル。電磁波の影響を受けず、大容量のデータを長距離伝送できる。
人・農地プラン	地域や集落の話し合いに基づき、5年後、10年後に、地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や地域における農業の在り方等をまとめた計画。

兵庫県食品衛生管理プログラム（兵庫県版 HACCP）	兵庫県の「食品と安全安心と食育に関する条例」に定められた食品事業者の高度な衛生管理基準。
病児保育	病気の乳児・幼児又は小学校に就学している児童の一時的な保育。
ファミリー・サポート・センター	地域において子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者をつなぎ、子育てをみんなで助け合う会員組織。
補完性の原則	自治会ができることは自治会が行い、不可能なことや非効率なことは地域（地域自治協議会等）が、さらに地域では不可能なことを市・県・国が順に補完していくといった、住民の身近なところから課題を整理・解決していくこと。
ま	
学びのサポーター	特別な支援を必要とする児童又は生徒に対して就学支援を行う者。
木質バイオマス	薪、木炭及びチップ等の木材に由来する再生可能な資源。
モータリゼーション	自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。
や	
U/Iターン	都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Lターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
有機 JAS	JAS 法に基づき、「有機 JAS 規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機 JAS マーク」の使用を認める制度。
有効求人倍率	求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た割合。
ら	
歴史文化遺産	地域文化を構成する多様な価値観を持つ歴史的・文化的・自然的遺産。
6次産業化	生産者（1次産業者）が自ら加工（2次産業）と流通・販売（3次産業）を併せて行うことで、生産物の付加価値を向上し所得向上を図る取組。

朝来市自治基本条例

目次

前文
第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
第 2 章 まちづくりの主体
●第1節 市民（第 4 条・第 5 条）
●第2節 市議会（第 6 条・第 7 条）
●第3節 行政機関（第 8 条・第 9 条）
第 3 章 参画と協働（第 10 条－第 13 条）
第 4 章 市民自治（第 14 条－第 17 条）
第 5 章 市政運営（第 18 条－第 28 条）
第 6 章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係（第 29 条・第 30 条）
第 7 章 この条例の位置付け（第 31 条・第 32 条）
附則

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

目的

第 1 条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

定義

第 2 条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民
市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市
基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等
市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり
快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- (5) 市政
まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

まちづくりの基本原則

第 3 条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則
まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2) 情報の共有の原則
市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- (3) 自律と共助の原則
自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

第2章 まちづくりの主体

●第1節 市民

市民の権利及び責務

第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

事業者の社会的責任

第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

●第2節 市議会

市議会の役割及び責務

第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

議員の責務

第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

●第3節 行政機関

市長等の権限及び責務

第8条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

職員の責務

第9条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。

第3章 参画と協働

参画と協働の推進

第10条 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。

意見公募制度

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

審議会等の運営

第12条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

住民投票

第13条 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4章 市民自治

コミュニティの形成

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てよう努めるものとする。

地域自治協議会の設立

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

まちづくり活動への支援

第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。

生涯学習の推進

第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

第5章 市政運営

総合計画

第18条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

財政運営

第19条 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。

情報公開

第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。

情報提供

第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。

説明責任

第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

行政評価

第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。

行政手続

第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

個人情報の保護

第25条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

法令遵守及び公益通報

第26条 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

行政組織

第27条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

危機管理

第28条 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

第6章 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係

国及び兵庫県との関係

第29条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

他の地方公共団体等との連携

第30条 市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

第7章 この条例の位置付け

最高規範性

第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

条例の見直し

第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月6日）

この条例は、公布の日から施行する。

朝来市総合計画審議会委員

草郷 孝好(会長)	桐山 徹郎(副会長)
岡 和彦	篠原 諒太
下口 光子	関 綾乃
津 志歩	中尾 敦子
西垣 佳生	濱 智絵
松本 正寛	宮谷 泰史
吉井 忠大	

朝来市総合計画ができるまで

第3次朝来市総合計画は、市民・議会・行政がたくさんの対話を積み重ねてつくりあげました。

会議名		令和2年度 基本構想の検討	令和3年度 基本計画の検討	回数
市民	Hello ASAGOiNG Net	●●●●		4
	あさご未来会議	●●		2
	朝来市総合計画審議会	●●●●	●●●●	6
	パブリックコメント		●	1
行政	朝来市総合計画職員プロジェクト会議	●●●●●●●●	●	8
	朝来市総合計画策定会議	●●●●	●●●●	6
議会	総合計画調査特別委員会	●●●●	●●●●●●●●	9
	総合計画審査特別委員会		●●●●	3
	本会議		●●●●	2
合計				41